

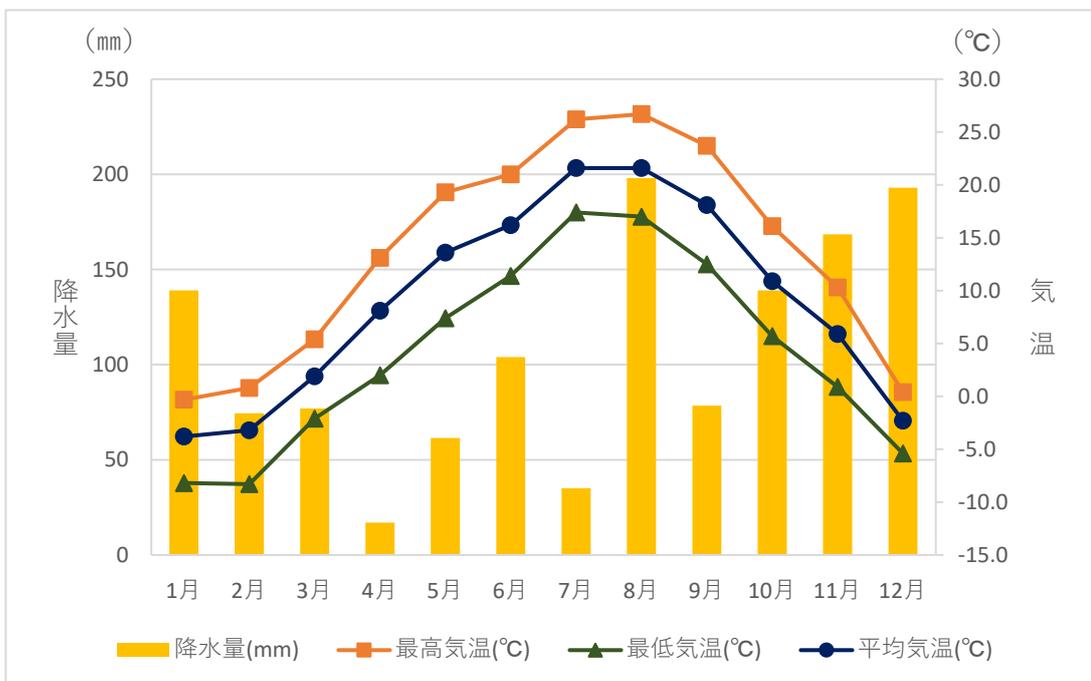
(2) 気候

本町の気候は、日本海を北上する対馬暖流の影響により、北海道としては比較的温暖な地域で、また昼夜の温度差が激しいという特徴があり、果樹栽培に適した気候条件となっています。

降水量は8月から12月にかけて多く、年間約1,300mm程度です。

■令和4年の気象状況（資料：気象庁）

区 分	降水量（合計） (mm)	気温（平均）		
		日最高（℃）	日最低（℃）	日平均（℃）
1月	139.0	-0.3	-8.2	-3.8
2月	74.5	0.8	-8.3	-3.2
3月	77.0	5.4	-2.1	1.9
4月	17.0	13.1	2.0	8.1
5月	61.5	19.3	7.4	13.6
6月	104.0	21.0	11.4	16.2
7月	35.0	26.2	17.4	21.6
8月	198.0	26.7	17.0	21.6
9月	78.5	23.7	12.5	18.1
10月	139.0	16.1	5.7	10.9
11月	168.5	10.3	0.9	5.9
12月	193.0	0.4	-5.4	-2.3

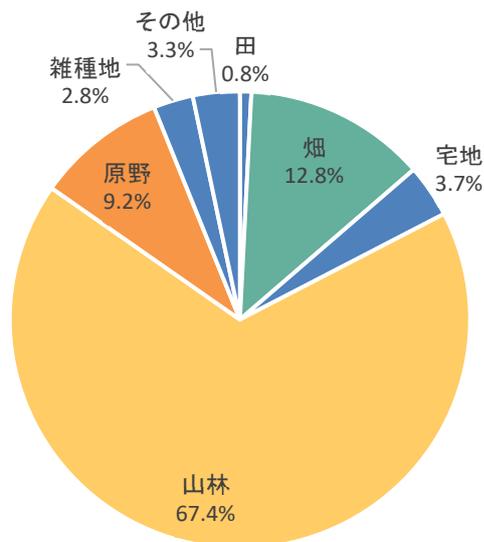


(3) 地目別土地利用

本町の地目別土地利用の状況は、山林が約68%を占め、次いで畑が約13%、原野が約9%となっており、これらの地目で総面積の約9割を占めています。

■地目別土地利用面積（単位：km²）（資料：数字で見る「よいち」2023）

区分	田	畑	宅地	山林	原野	雑種地	その他	総面積
面積	1.13	18.01	5.26	94.74	12.90	3.92	4.63	140.59
構成比 (%)	0.8	12.8	3.7	67.4	9.2	2.8	3.3	100.0



2-2. 社会特性

(1) 人口・世帯数

①総人口と世帯数

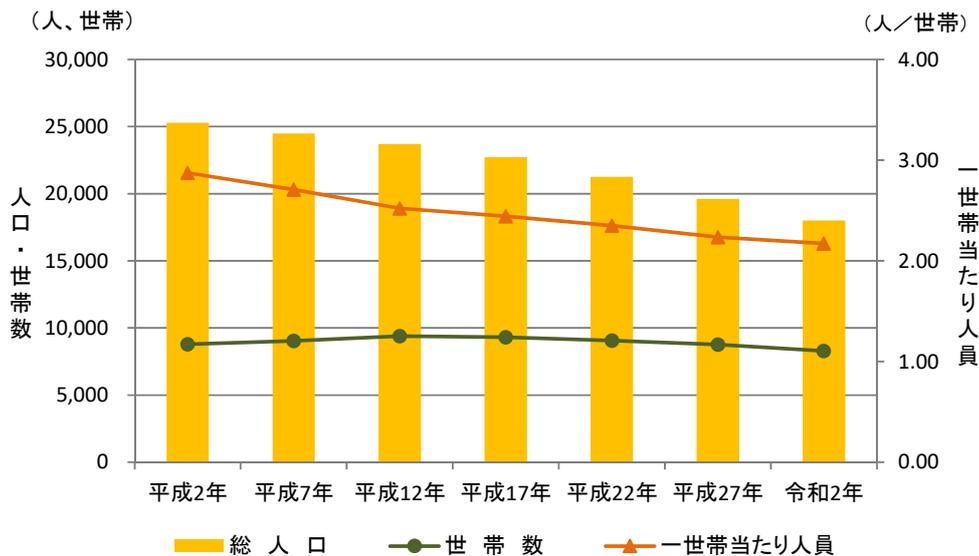
本町の総人口は、減少傾向で推移しており、令和2年の国勢調査では18,000人となっています。

世帯数は、平成7年から平成12年にかけては増加していましたが、近年は減少が著しい状況にあり、令和2年では8,283世帯となっています。一世帯当たりの人員は、平成2年に3人/世帯を割り込み、令和2年では2.17人/世帯となっています。家族形態の主流が、核家族から単身世帯に変化しているといえます。

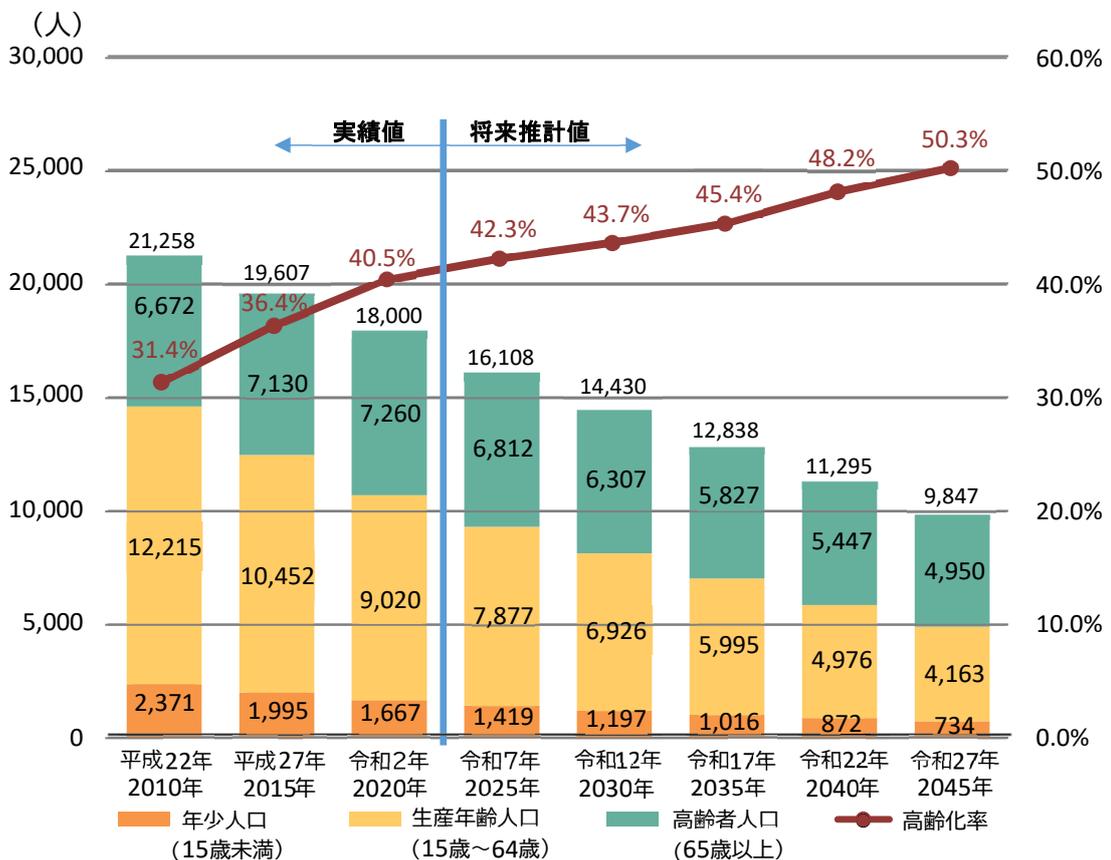
また、将来人口については、国立社会保障・人口問題研究所（平成30年度予測）が令和22年は11,295人、令和27年は9,847人まで減少すると予測しています。

■総人口と世帯数の推移（資料：国勢調査）

区 分	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
総人口 (人)	25,266	24,485	23,685	22,734	21,258	19,607	18,000
世帯数 (世帯)	8,798	9,043	9,397	9,310	9,051	8,769	8,283
一世帯当たり人員 (人/世帯)	2.87	2.71	2.52	2.44	2.35	2.24	2.17



■余市町の総人口・年齢別人口の推移（資料：国勢調査、国立社会保障・人口問題研究所：平成30年）



※平成27年、令和2年は年齢不詳が含まれているので合計が合いません。

②年齢別人口構成

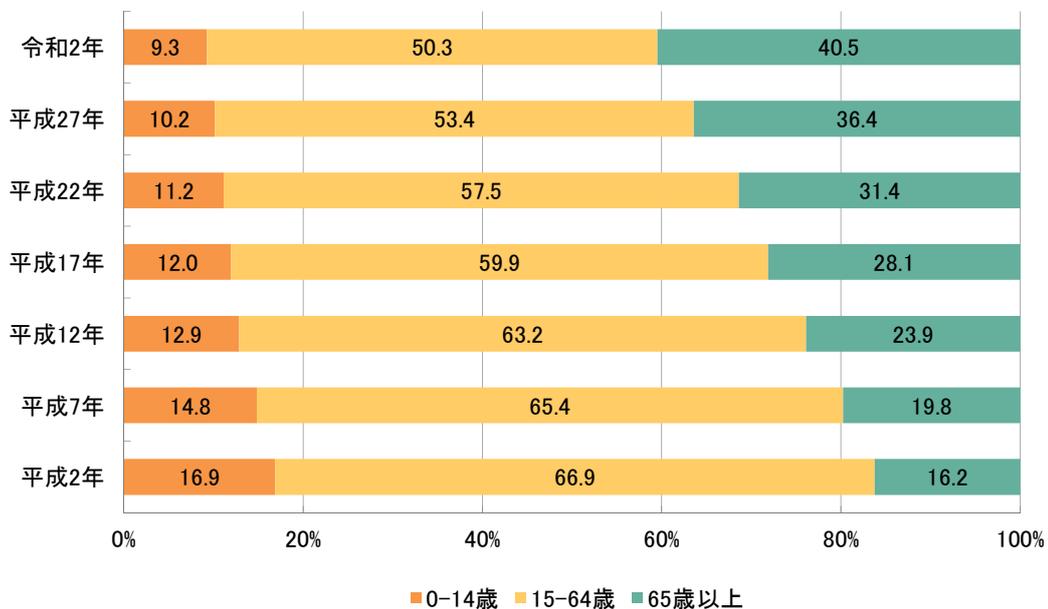
本町の年齢別人口構成は、総人口が減少する中で、15歳未満の人口減少と65歳以上の人口増加が目立っており、少子高齢化の傾向が顕著に現れています。平成12年に高齢者率が23.9%となり超高齢社会※に突入しましたが、令和2年では40.5%と25年間で倍増するほど加速しています。一方15歳未満の子ども数は、令和2年に9.3%と10%以下になり、減少に拍車がかかっています。

■年齢別人口構成の推移（資料：国勢調査）

区分	単位	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
0～14歳	人口(人)	4,268	3,635	3,052	2,722	2,371	1,995	1,667
	構成比(%)	16.9	14.8	12.9	12.0	11.2	10.2	9.3
15～64歳	人口(人)	16,896	16,008	14,973	13,617	12,215	10,452	9,020
	構成比(%)	66.9	65.4	63.2	59.9	57.5	53.4	50.3
65歳以上	人口(人)	4,102	4,842	5,660	6,394	6,672	7,130	7,260
	構成比(%)	16.2	19.8	23.9	28.1	31.4	36.4	40.5
合計		25,266	24,485	23,685	22,734	21,258	19,607	18,000

※一般的に、65歳以上が7%を超える場合は「高齢化社会」、14%を超える場合は「高齢社会」、21%を超える場合は「超高齢社会」とされています。

※平成17年、27年、令和2年は年齢不詳が含まれているので合計が合いません。



③地区別人口と推移

余市町の都市計画区域内における地区別人口は、令和2年度の国勢調査結果では、黒川町（全体）が最も多く6,102人、次いで大川町が3,605人、富沢町が1,484人、栄町が1,085人となっています。

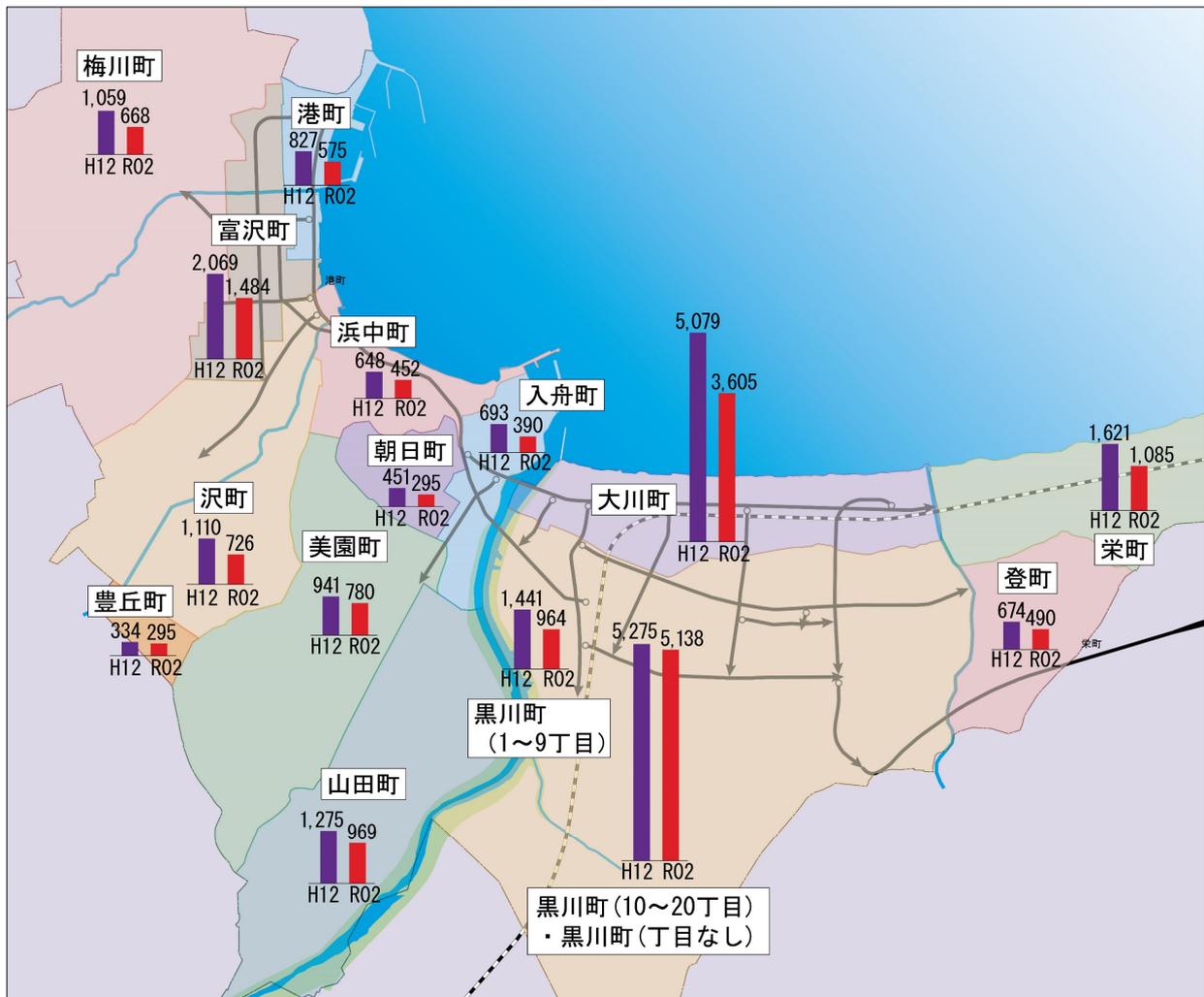
平成12年から令和2年までの20年間における人口推移では、全ての地域で人口が減少しており、黒川町（10～20丁目）・黒川町（丁目なし）のみが97%と人口規模を概ね維持している状態です。

人口減少が大きい地域は、梅川町・沢町が位置する西部、入舟町・黒川町（1～9丁目）といった中心市街地に集中している傾向が見られます。

■人口変化率（平成12年→令和2年）

	地域	増減
減少 小 ▲ ↓ 減少 大	黒川町（10～20丁目） ・黒川町（丁目なし）	97%
	豊丘町	88%
	美園町	83%
	山田町	76%
	登町	73%
	富沢町	72%
	大川町	71%
	浜中町	70%
	港町	70%
	栄町	67%
	黒川町（1～9丁目）	67%
	朝日町	65%
	沢町	65%
	梅川町	63%
入舟町	56%	

■地区別人口の推移（国勢調査：平成12年、令和2年）



(2) 産業

①産業別人口

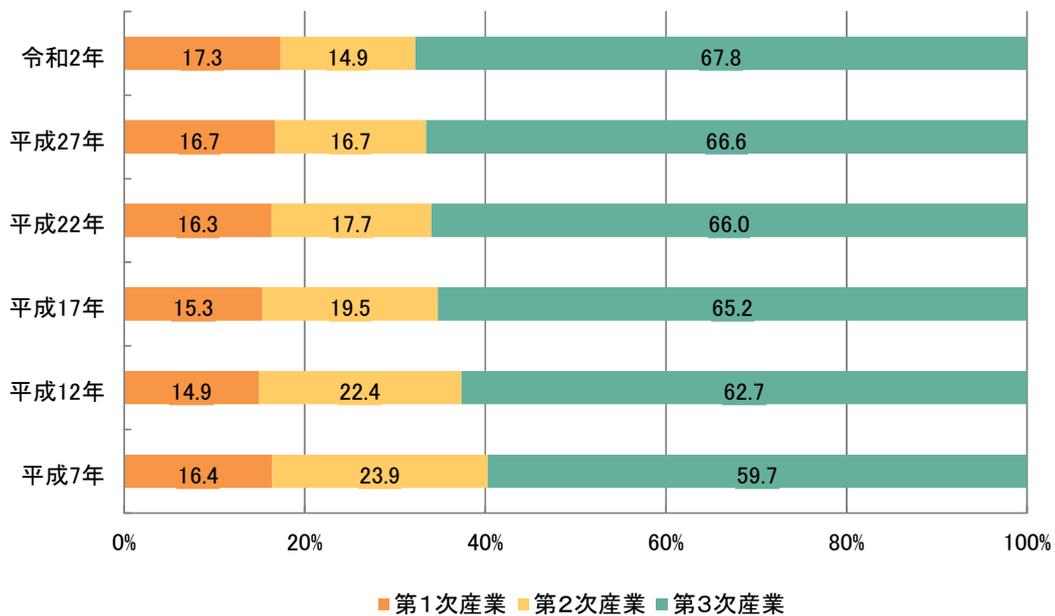
本町の令和2年における総就業者数は、8,089人となっており、第1次産業が1,401人、第2次産業が1,208人、第3次産業が5,480人となっています。

産業別構成比では、第1次産業人口の割合は一時期減少傾向にありましたが、近年では横ばいから増加に転じています。第2次産業人口は長年にわたって減少が続いており、令和2年では第1次産業の人口を下回る割合まで落ち込んでいます。第3次産業人口の割合は微増傾向にあり、令和2年では総就業者数の7割近くを占めています。

■産業別人口の推移（資料：国勢調査）

区分	単位	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
第1次産業	人口(人)	1,888	1,607	1,568	1,489	1,488	1,401
	構成比(%)	16.4	14.9	15.3	16.3	16.7	17.3
第2次産業	人口(人)	2,750	2,422	1,990	1,614	1,491	1,208
	構成比(%)	23.9	22.4	19.5	17.7	16.7	14.9
第3次産業	人口(人)	6,882	6,762	6,677	6,013	5,932	5,480
	構成比(%)	59.7	62.7	65.2	66.0	66.6	67.8
就業者人口	(人)	11,520	10,791	10,235	9,116	8,911	8,089

※分類不能の産業は除く



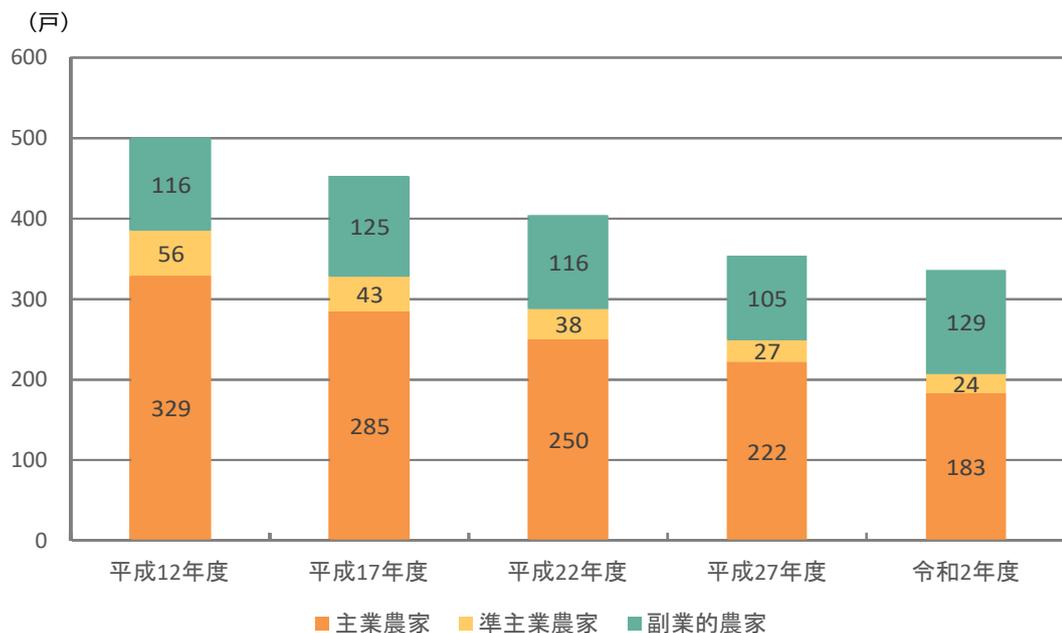
②農業

本町の農業は、古くから果樹栽培が盛んな地域で、ブドウやリンゴ、梨の生産量は道内では常に上位を維持するほか、最近ではワイン用ブドウの栽培など、基幹産業として確立しています。

令和2年度の農林業センサスでは、主業農家は183戸、準主業農家は24戸と、農家戸数は減少しています。また、農業従事者の高齢化や後継者不足による農業の担い手不足に加え、コロナ禍を契機とした外国人技能実習生の入国規制で人手不足が加速しており、人材確保が問題となっています。

■農家戸数の推移（資料：農林業センサス）

区分	平成12年度	平成17年度	平成22年度	平成27年度	令和2年度
主業農家	329	285	250	222	183
準主業農家	56	43	38	27	24
副業的農家	116	125	116	105	129
合計	501	453	404	354	336



③林業

本町の森林面積は、9,358ha となっており、総面積（140.59km²）に占める割合は、約67%となります。

森林面積の内訳は、森林管理局所管国有林が約65%、次いで私有林等が約32%を占めています。また、森林面積のうち天然林が約68%を占めています。

林業従事者の高齢化の影響により就業者数は減少傾向にあり、令和2年における就業人口は14人となっています。

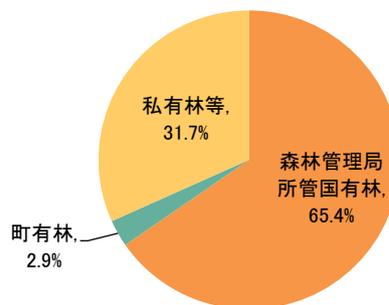
■森林面積の現況（資料：北海道林業統計（令和5年3月公表））

区分	森林管理局所管国有林	その他国有林	道有林	町有林	私有林等	合計
面積(ha)	6,116	—	—	272	2,969	9,358
構成比(%)	65.4	—	—	2.9	31.7	100.0

区分	天然林	人工林	無立木地	その他	合計
面積(ha)	6,399	2,680	80	199	9,358
構成比(%)	68.4	28.6	0.9	2.1	100.0

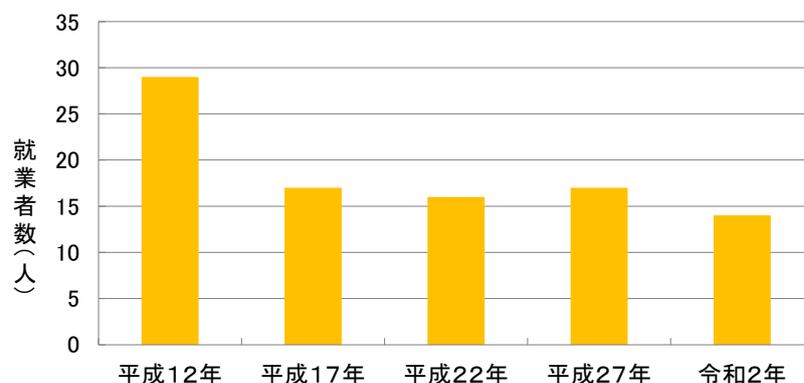
※その他国有林：文部科学省所管の大学演習林、環境省所管の国民公園等

※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の集計値が一致しない場合があります。



■就業人口の推移（資料：国勢調査）

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者数(人)	29	17	16	17	14

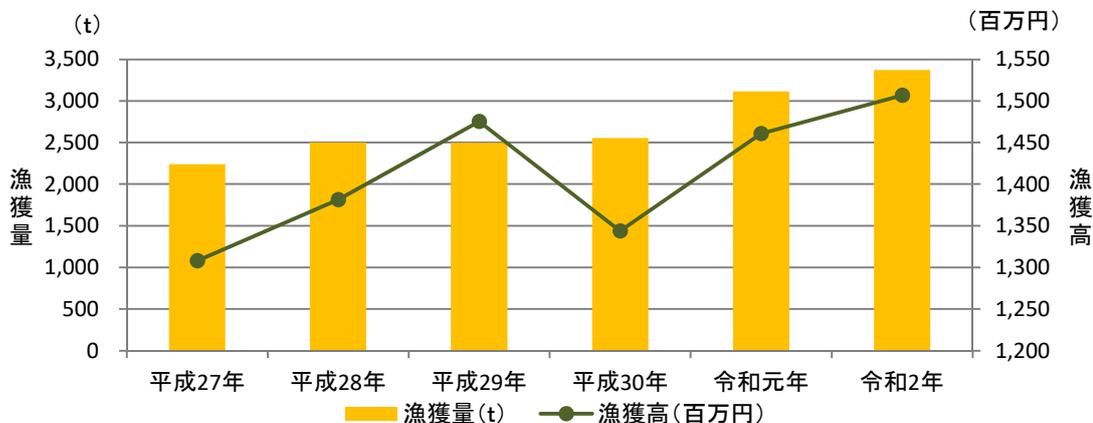


④漁業

本町の漁業は、古くから農業とともに基幹産業として発展してきました。海洋環境の変化に伴う水産資源の減少や、後継者不足の影響により、令和2年では就業人口が153人となっていますが、近年の漁獲量・漁獲高は増加傾向が続いています。

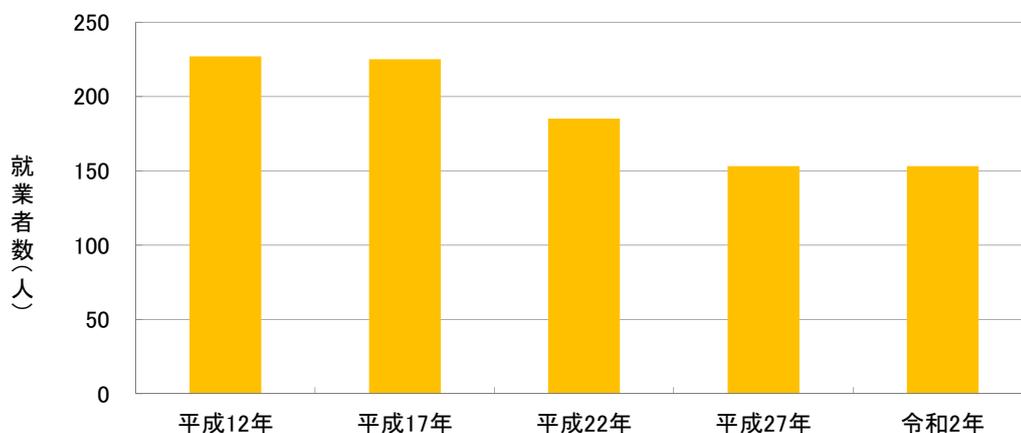
■漁業生産の推移（資料：北海道水産現勢）

区分	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
漁獲量(t)	2,238	2,501	2,498	2,555	3,114	3,370
漁獲高(千円)	1,307,909	1,381,236	1,475,474	1,343,616	1,460,648	1,506,689



■就業人口の推移（資料：国勢調査）

区分	平成12年	平成17年	平成22年	平成27年	令和2年
就業者数(人)	227	225	185	153	153



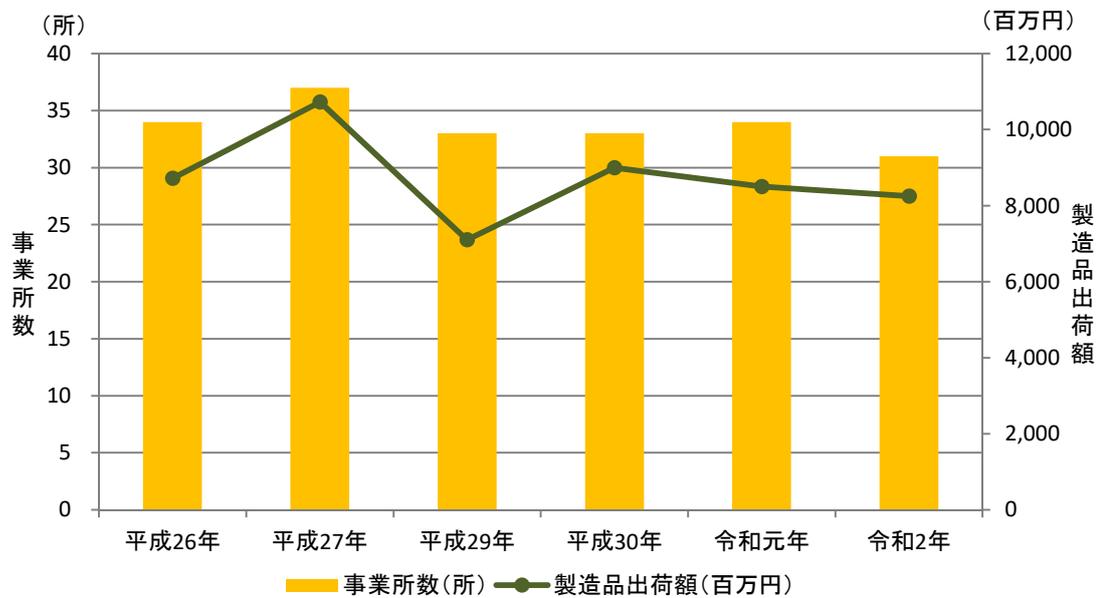
⑤工業

本町の工業は、水産加工部門を筆頭に、果実を利用した農産加工部門、酒造部門など食料品製造業の占める割合が高く、町の資源を活用した特色ある形態となっています。

事業所及び出荷額の推移は、事業所数は30、従業者数は550人、出荷額は80億円前後であることから、大きな変動は見られず、安定的な状況を維持しています。

■事業所と製造業出荷額の推移（資料：工業統計調査）

区 分	平成26年	平成27年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
事業所数(所)	34	37	33	33	34	31
従業者数(人)	574	611	549	561	566	540
製造品出荷額(百万円)	8,717	10,725	7,104	8,992	8,502	8,249



⑥商業

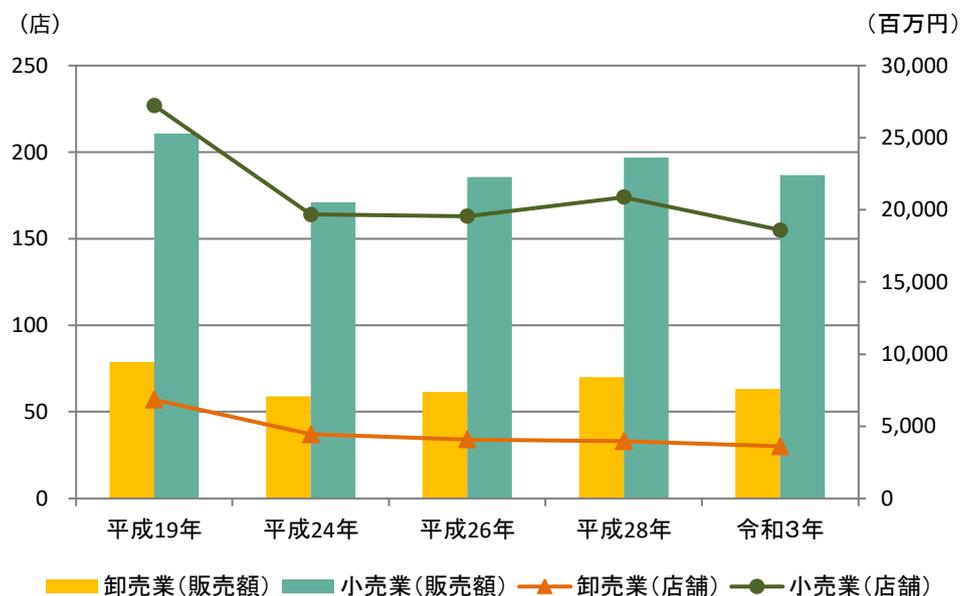
本町の商業は、「医療、福祉」と並んで産業人口が多く、令和3年における従業員数は卸売・小売業あわせて1,324人となっています。

商店数、従業員数及び販売額は、人口減少のほか消費者ニーズの多様化や高度化、インターネットを利用した通信販売の普及などの環境変化に伴い、緩やかな減少傾向にあります。

■商店数と年間販売額の推移（資料：商業統計調査）

区 分	平成19年	平成24年	平成26年	平成28年	令和3年
商店数 (店)	284	201	197	207	185
	卸売業 57	37	34	33	30
小売業	227	164	163	174	155
従業員数 (人)	1,861	1,283	1,416	1,455	1,324
	卸売業 266	156	178	151	139
小売業	1,595	1,127	1,238	1,304	1,185
年間販売額 (百万円)	34,747	27,612	29,659	32,042	29,993
	卸売業 9,456	7,076	7,377	8,400	7,587
小売業	25,291	20,535	22,282	23,642	22,406

※単位未満を四捨五入しているため、総数と内訳の集計値が一致しない場合があります。



⑦観光

本町の観光は、「ニセコ積丹小樽海岸国定公園」に属する美しい自然や、ニッカウキスキー北海道工場余市蒸溜所（以下、「ニッカウキスキー」という。）、宇宙記念館、フゴッペ洞窟など複数の文化財施設のほか、近年ではワイナリーなどのさまざまな資源があります。

観光入込客数は、平成25年度までは80万人程度で推移していましたが、平成27年度には統計開始以降最高の159万人が訪れています。しかし、日帰客がどの年も9割以上と、通過型観光が大半となっていることから、滞在時間が長くなるような観光振興が必要です。

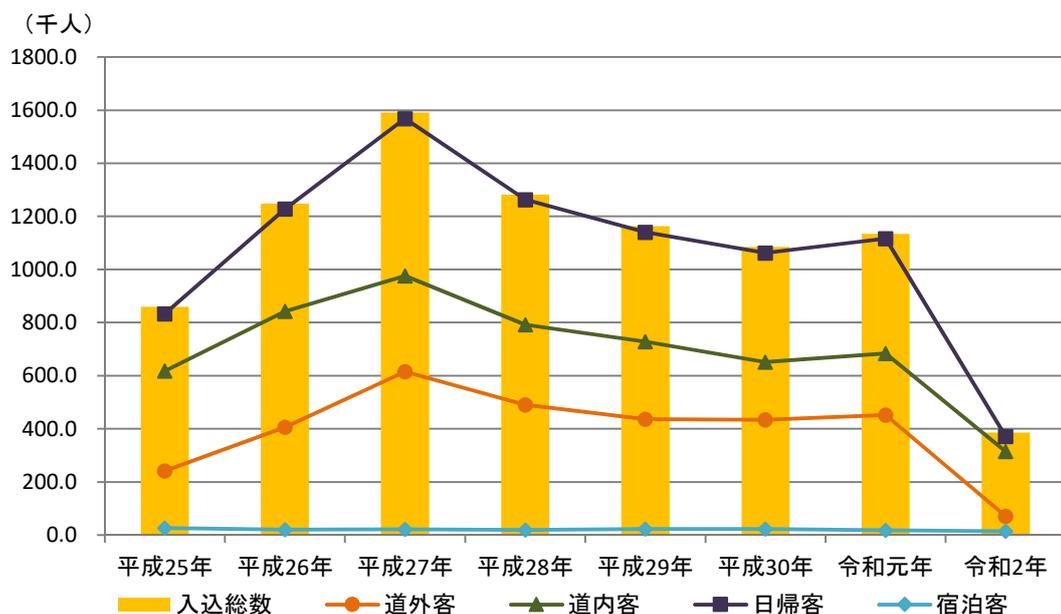
■観光入込客数の推移（資料：北海道観光入込客数調査報告書）

（道内・道外別）

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
入込総数 (千人)	858.7	1,248.5	1,590.6	1,282.7	1,163.6	1,085.0	1,135.0	385.8
道外客	241.0	406.1	614.9	490.6	435.7	433.5	451.7	70.8
道内客	617.7	842.4	975.7	792.1	727.9	651.5	683.3	315.0

（日帰・宿泊別）

区 分	平成25年	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年
入込総数 (千人)	858.7	1,248.5	1,590.6	1,282.7	1,163.6	1,085.0	1,135.0	385.8
日帰客	832.6	1,228.5	1,568.5	1,263.2	1,140.3	1,062.1	1,116.4	371.8
宿泊客	26.1	20.0	22.1	19.5	23.3	22.9	18.6	14.0



2-3. 都市計画

(1) 土地利用

①都市計画区域

本計画の対象区域である都市計画区域は、昭和8年に当初決定され、その後、昭和44年の変更を経て、昭和49年に面積2,150haとなる最終変更を行いました。令和3年の北海道の「区域マス」の見直し時に測量精度の高度化による面積修正が行われ2,187haとなっています。

■都市計画区域の沿革

決定年月日	面積 (ha)	備考
昭和 8年 6月23日	14,153	当初決定（内務省告示第187号）
昭和44年 5月20日	953.3	都市計画区域変更（建設省告示第2118号）
昭和49年 4月30日	2,150	都市計画区域変更（北海道告示第1404号）
令和 3年 3月23日	2,187	区域マスの見直し（北海道告示第230号）

北海道土地利用基本計画における土地利用区分は、都市地域、農業地域、森林地域、自然公園地域、自然保全地域の5つの地域に区分されており、それぞれ都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律、森林法、自然公園法、自然環境保全法などの個別の規制法によって、開発行為に対する土地利用規制があります。

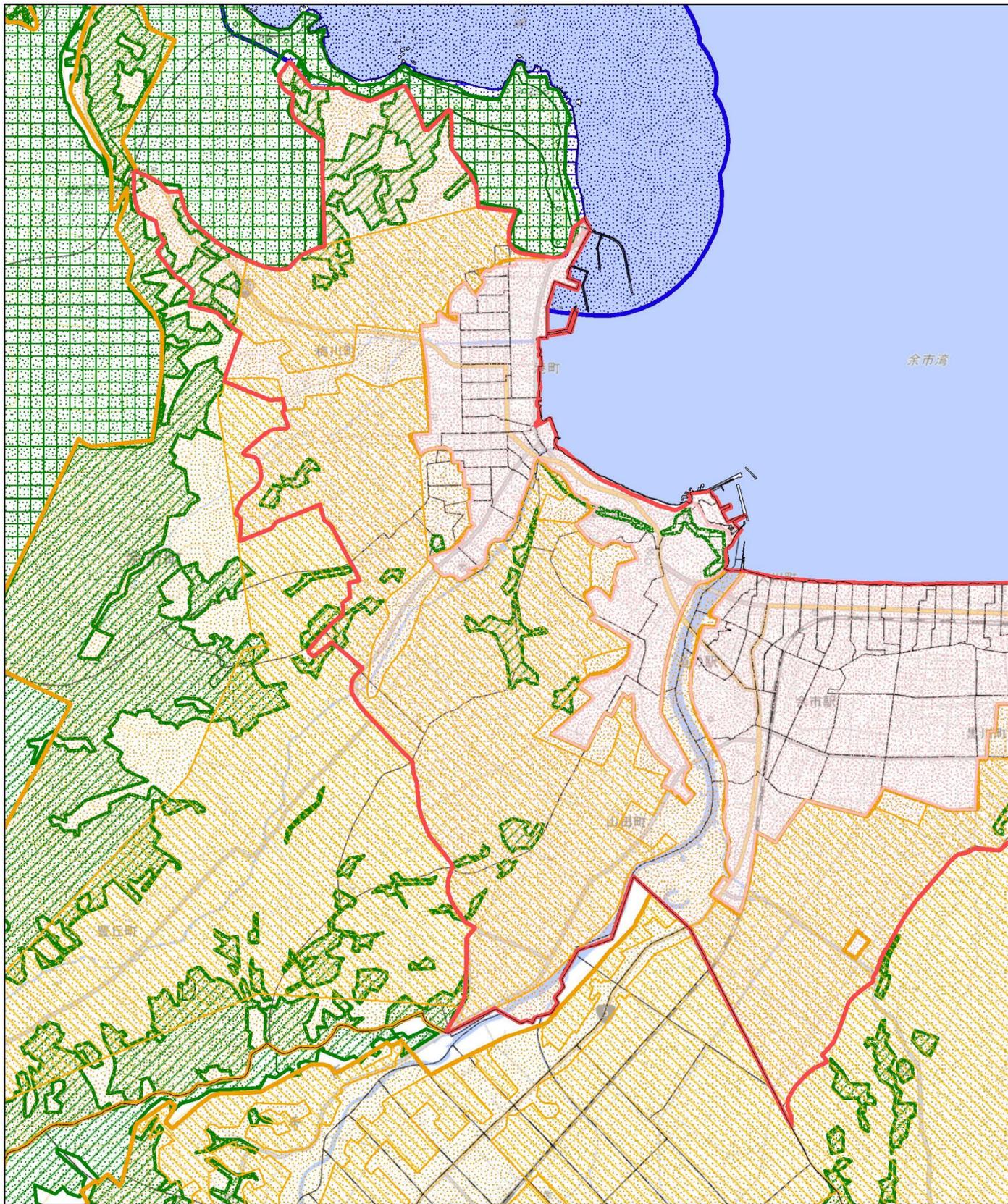
本計画の計画対象区域（都市計画区域）内における都市計画以外の土地利用規制地域は、農業地域、森林地域が指定されていますが、自然公園地域、自然保全地域は指定されていません。

■計画対象区域内における都市計画以外の土地利用規制地域の状況

地域名	計画対象地域内の指定状況
農業地域	用途地域を除く計画対象区域内全体に指定されています。
農用地区域	農業地域内に広く指定されています。
森林地域	計画対象区域縁辺部を中心に、丘陵斜面地などが指定されており、一部用途地域内にも指定されています。
国有林	計画対象区域内、用途地域内の沿岸部の一部に指定されています。
地域森林計画対象民有林	計画対象区域内の一部に指定されています。
保安林	計画対象区域内、用途地域内の沿岸部の一部に指定されています。
自然公園地域	計画対象区域内には指定されていません。
自然保全地域	計画対象区域内には指定されていません。

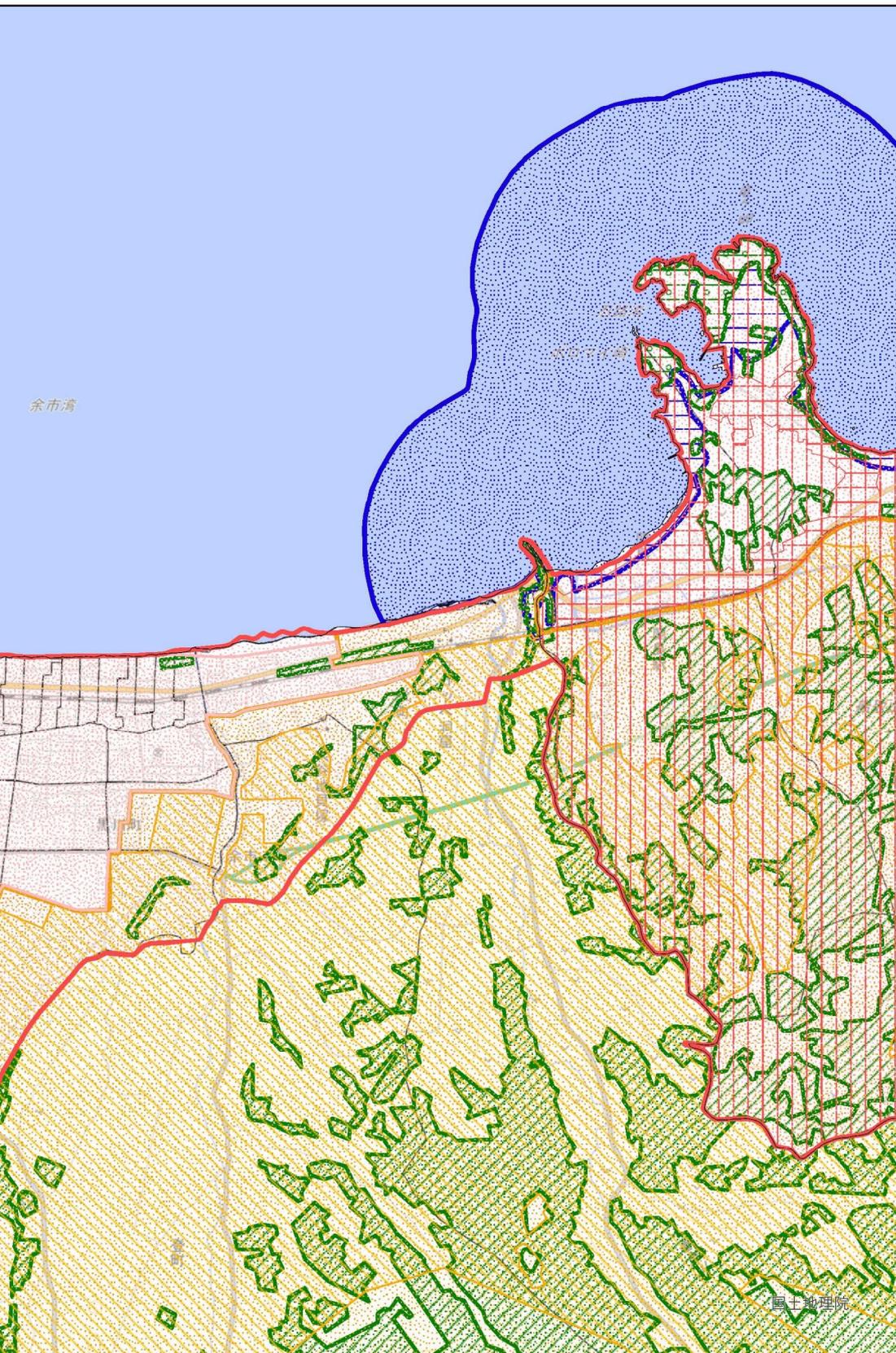
(調整用ページ)

土地利用基本計画図（5地域区分）



図の中心位置: 43.193, 140.801(北緯, 東経) 北海道余市町(H30.10現在)

掲載されているデータは、必ずしも法令に基づく各地域・区域等と一致しているものではありません。



国土交通省 土地利用調整総合支援ネットワークシステム(LUCKY)より

1:35,000



②用途地域

用途地域は、秩序ある健全な市街地の形成を図る目的から昭和44年に既成市街地を中心に都市計画決定され、その後昭和48年、昭和54年、平成3年、平成8年、平成12年、平成26年、平成27年及び令和6年に変更を行っています。現在の用途地域は、都市計画法で規定される13種別のうち9種別が指定されています。

■用途地域の沿革

決定年月日	面積(約)(ha)	備考
昭和44年 5月 7日	433.3	当初決定(建設省告示第1775号)
昭和48年12月10日	544.8	用途地域変更(北海道告示第3606号)
昭和54年10月 4日	588.0	用途地域変更(北海道告示第3293号)
平成 3年 3月28日	660.0	用途地域変更(北海道告示第451号)
平成 8年 3月 1日	660.5	用途地域決定(余市町告示第16号)
平成12年12月15日	660(660.7)	用途地域変更(余市町告示第78号)
平成26年 4月22日	660.7	用途地域変更(余市町告示第36号)
平成27年 2月 9日	660.7	用途地域変更(余市町告示第6号)
令和 6年 3月15日	660.7	用途地域変更(余市町告示第16号)

■用途地域の現況

用途地域	建蔽率	容積率	面積(約)(ha)	構成比(%)
第一種低層住居専用地域	4/10以下	6/10以下	55	8.3
第一種中高層住居専用地域	6/10以下 6/10以下	15/10以下 20/10以下	172	26.0
第二種中高層住居専用地域	6/10以下	20/10以下	113	17.1
第一種住居地域	6/10以下	20/10以下	162	24.5
第二種住居地域	6/10以下	20/10以下	7.7	1.2
準住居地域	6/10以下	20/10以下	25	3.8
近隣商業地域	8/10以下	30/10以下	13	2.0
商業地域	8/10以下	40/10以下	17	2.6
準工業地域	6/10以下	20/10以下	96	14.5
合計			660.7	100.0

③その他

1) 準防火地域

用途地域内において建築物が密集しやすい近隣商業地域及び商業地域では、火災延焼防止等を目的として準防火地域（約30ha）が都市計画決定されています。

■準防火地域の現況

種 類	用途地域		合計 (約)(ha)	備考
	近隣商業 地域 (約)(ha)	商業地域 (約)(ha)		
準防火 地域	13	17	30	当初決定：昭和48年12月10日（余市町告示第124号） 変 更：平成 3年 3月28日（余市町告示第28号） 変 更：平成12年12月15日（余市町告示第78号）

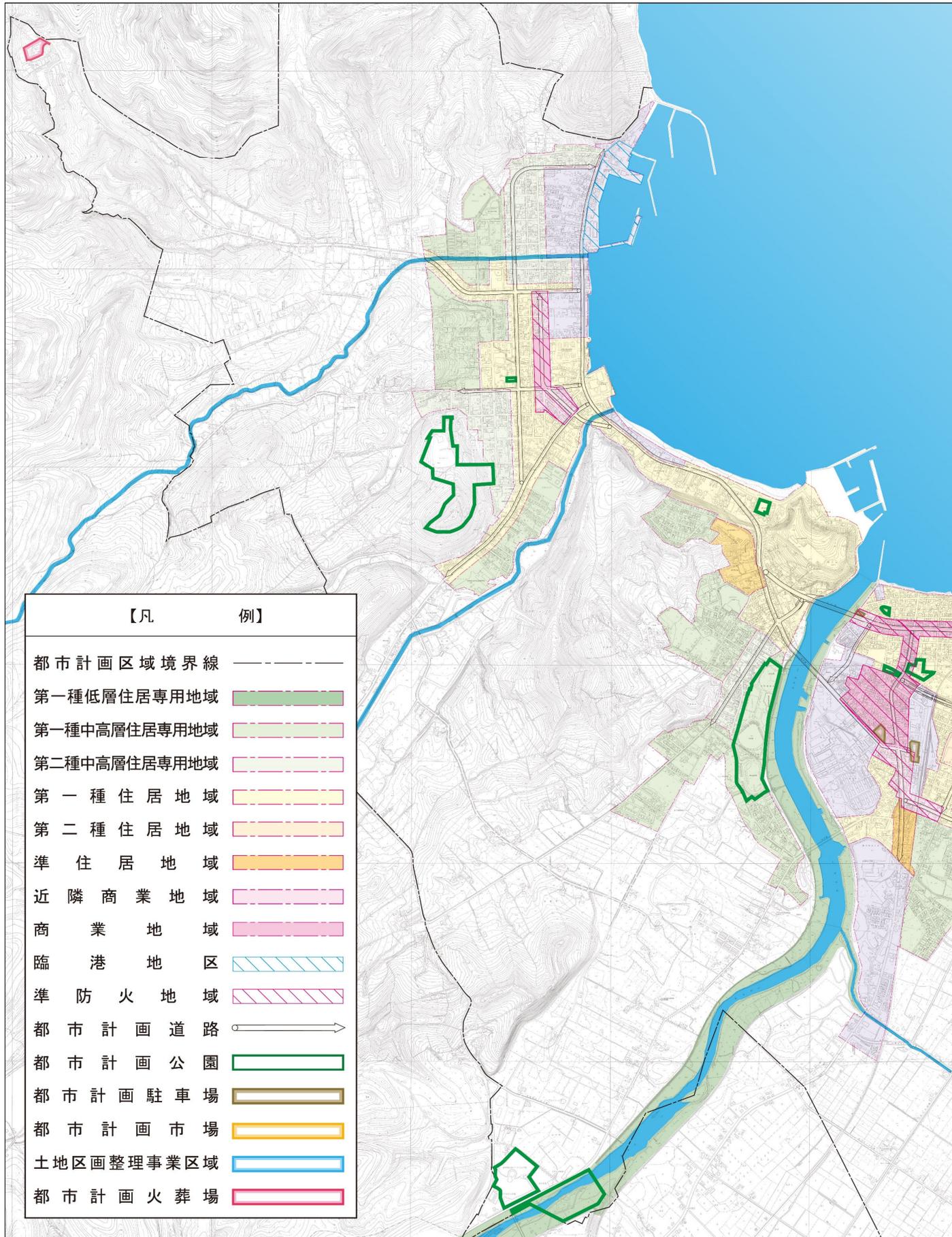
2) 臨港地区

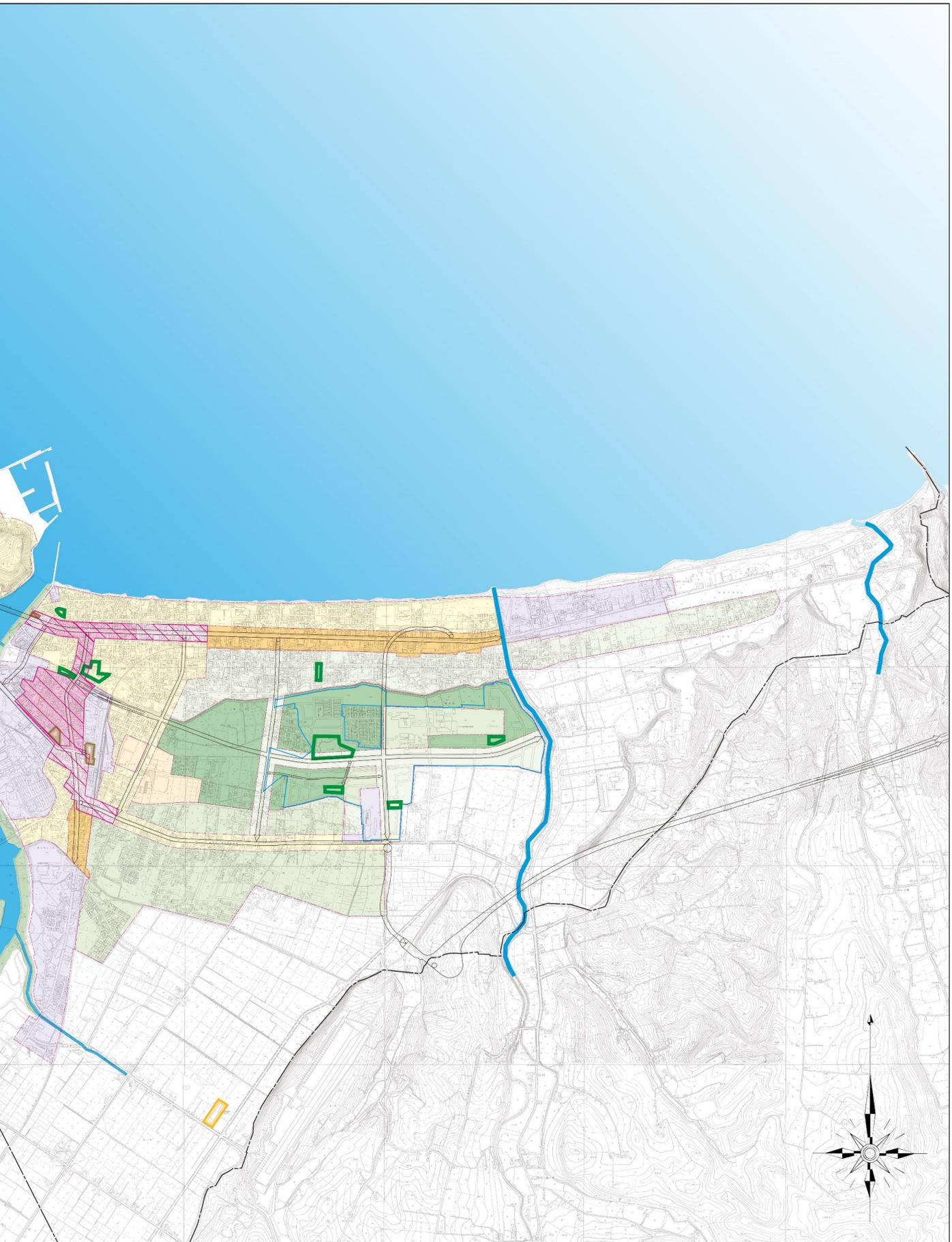
用途地域内において港湾の管理運営を円滑に行うために、港湾区域と一体となった土地利用を行うことを目的として、余市港臨港地区（約5.7ha）が都市計画決定されています。

■港湾地域の現況

名 称	面 積 (約)(ha)	備考
余市港臨港地区	5.7	当初決定：昭和47年 8月18日（北海道告示第2636号） 変 更：平成 3年 3月28日（北海道告示第451号）

用途地域・臨港地区・準防火地域 位置図





(2) 都市施設

①道路

都市計画道路は、現在19路線・計画延長25,908mが都市計画決定されています。

本町はこれまで、国道や道道などの基幹道路について、狭いトンネルの改修や歩道の設置等を要望し、その実現が図られてきました。また、平成30年度には北海道横断自動車道（以下、「後志自動車道」という。）の内、余市IC～小樽JCT間の供用を開始しています。

■都市計画道路の現況と整備状況（令和6年3月31日現在）

種別	番号	路線名	延長(m)		幅員(m)	備考
			計画	改良済		
自動車専用道路	1・3・1	余市望海台通	2,820	2,170	24	後志自動車道 余市IC-小樽JCT
幹線街路	3・2・16	八幡線	560	0	32	(計画)
	3・3・1	埋立新通	4,110	2,610	16~22	国道229号・道道豊丘余市停車場線・道道余市港線
	3・3・2	大川橋線	2,880	2,880	22	国道5号・道道豊丘余市停車場線
	3・4・3	大川黒川町線	1,140	1,140	18~22	国道5号
	3・4・4	旧国道線	958	958	18	町道大川町7丁目線の内・町道大川黒川町線
	3・4・5	黒川線	1,020	0	18	町道大川町11丁目線の内・町道黒川町中通り2号線の内
	3・4・6	黒川通	1,590	1,590	18	道道登余市停車場線
	3・4・7	中町線	2,000	2,000	18	町道都市計画街路中町線
	3・4・8	沢町線	1,142	1,142	18	道道豊丘余市停車場線
	3・4・9	富沢線	607	447	18	町道富沢町5丁目線の内
	3・4・10	梅川線	798	798	18	国道229号・町道富沢町9丁目線
	3・4・11	富沢町線	710	710	18	国道229号
	3・4・12	登川線	2,410	1,281	20	町道都市計画街路登川線・(計画)
	3・4・13	河口港線	373	102	18	町道大川町13号線・町道大川町16号線・(計画)
	3・4・14	美園線	750	750	16~18	町道都市計画街路美園線
3・4・15	旭通	1,340	668	20	町道都市計画街路旭線・(計画)	
特殊街路	8・6・1	あかね通	580	580	8	町道都市計画街路あかね通り線
8・6・2	きたがみ通	120	120	8	町道黒川町南北線の内	
合計		19路線	25,908	19,946		全線改良済 11路線

※改良済：道路用地が計画幅員のとおりに確保されており、一般通行の用に供している延長（暫定断面も可）

②公園・緑地

都市計画公園は、街区公園8か所（面積約1.77ha）、近隣公園2か所（面積約2.7ha）、地区公園1か所（面積約9ha）、運動公園1か所（面積約9.6ha）が都市計画決定されており、そのうち街区公園の3か所が全面未供用、近隣公園の1か所が一部未供用となっています。また、都市計画緑地は余市川緑地の1か所が面積約9.3haで都市計画決定されています。

■都市計画公園の現況（令和6年3月31日現在）

種別	番号	名称	位置	面積（約）(ha)	
				計画	供用
街区公園	2・2・1	大川2丁目公園	余市町大川町2丁目	0.12	0.12
	2・2・2	大川13丁目公園	余市町大川町13丁目	0.20	0.20
	2・2・3	西部公園	余市町富沢町5丁目	0.09	—
	2・2・4	中央公園	余市町黒川町3丁目	0.20	0.20
	2・2・5	海浜公園	余市町浜中町	0.41	0.41
	2・2・6	黒川はまなす公園	余市町黒川町18丁目	0.25	0.25
	2・2・7	黒川もみじ公園	余市町黒川町19丁目	0.25	—
	2・2・8	黒川ひまわり公園	余市町黒川町20丁目	0.25	—
近隣公園	3・2・1	睦公園	余市町大川町4丁目	0.80	0.80
	3・3・2	ふじ公園	余市町黒川町17丁目	1.90	1.80
地区公園	4・4・1	円山公園	余市町沢町5丁目・6丁目 富沢町1丁目～3丁目・梅川町	9.00	9.00
運動公園	6・4・1	余市運動公園	余市町入舟町及び山田町	9.60	9.60
合計		12か所		23.07	22.38

※「番号」（区分・規模・一連番号）の付し方は、次の要領による。（公園緑地事業実務要領（平成29年度、北海道建設部）より）

1) 区分として付す番号は、種別により次のとおりとする。

番号	種別	目的
2	街区公園	主として街区内に居住する者の利用
3	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用
4	地区公園	主として徒歩圏区域内に居住する者の利用
5	総合公園	主として一つの市町村の区域内に居住する者の利用や運動等総合的な利用
6	運動公園	主として運動の利用
7	特殊公園(I)	主として風致の享受
8	特殊公園(II)	動物公園、植物公園、歴史公園その他特殊な利用
9	広域公園	一の市町村の区域を越える広域の利用

2) 規模として付す番号は、面積により次のとおりとする。

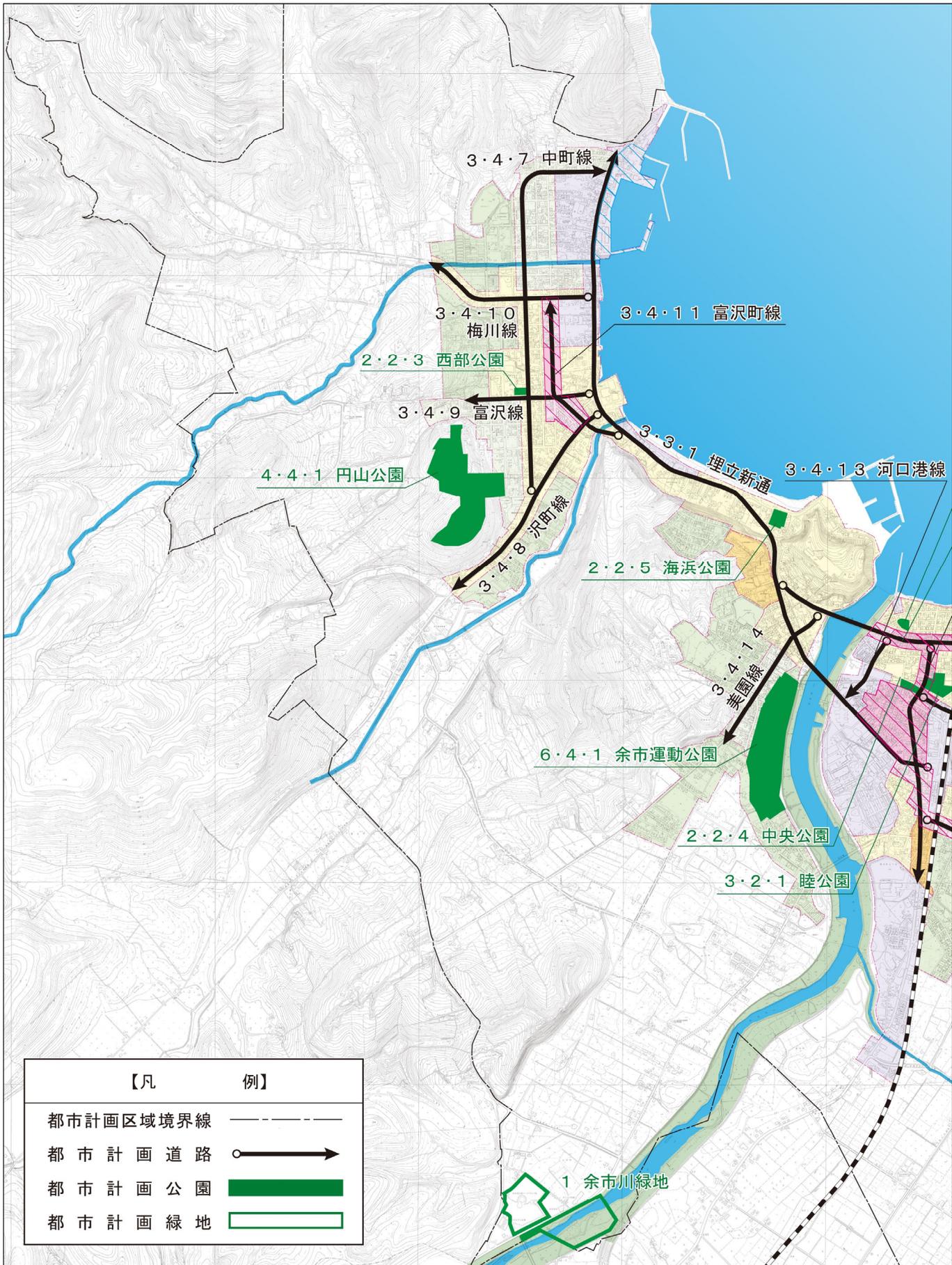
番号	面積規模
2	面積1ha未満
3	面積1ha以上4ha未満
4	面積4ha以上10ha未満
5	面積10ha以上50ha未満
6	面積50ha以上300ha未満
7	面積300ha以上

3) 都市計画区域ごとに、区分ごとの一連番号を付する

■都市計画緑地の現況（令和6年3月31日現在）

番号	名称	位置	面積（約）(ha)
1	余市川緑地	余市町山田町	9.30

都市計画道路、公園・緑地 位置図





③公共下水道事業

下水道は、昭和53年に基本計画を策定し、昭和55年度に第1期事業計画として、大川地区及び黒川地区の中心市街地123haについて事業を推進し、その後余市川左岸地域、栄町地区と認可区域の拡大を行い、現在に至っています。

また、昭和61年度より終末処理場、昭和62年度より黒川第1中継ポンプ場の建設に着手し、平成元年度から一部が供用されています。

公共下水道事業は、第1期事業認可取得後、整備を推進した結果、令和3年度末現在の状況で、整備面積550.95ha、処理区域内人口14,379人、水洗化人口13,061人となっています。

■公共下水道の現況（令和3年度末現在）

区分		処理区域 (ha)	ポンプ場	処理場
			箇所	箇所
計 画	全 体	668.6	4	1
	認 可	639.4	4	1
供 用		550.95	4	1

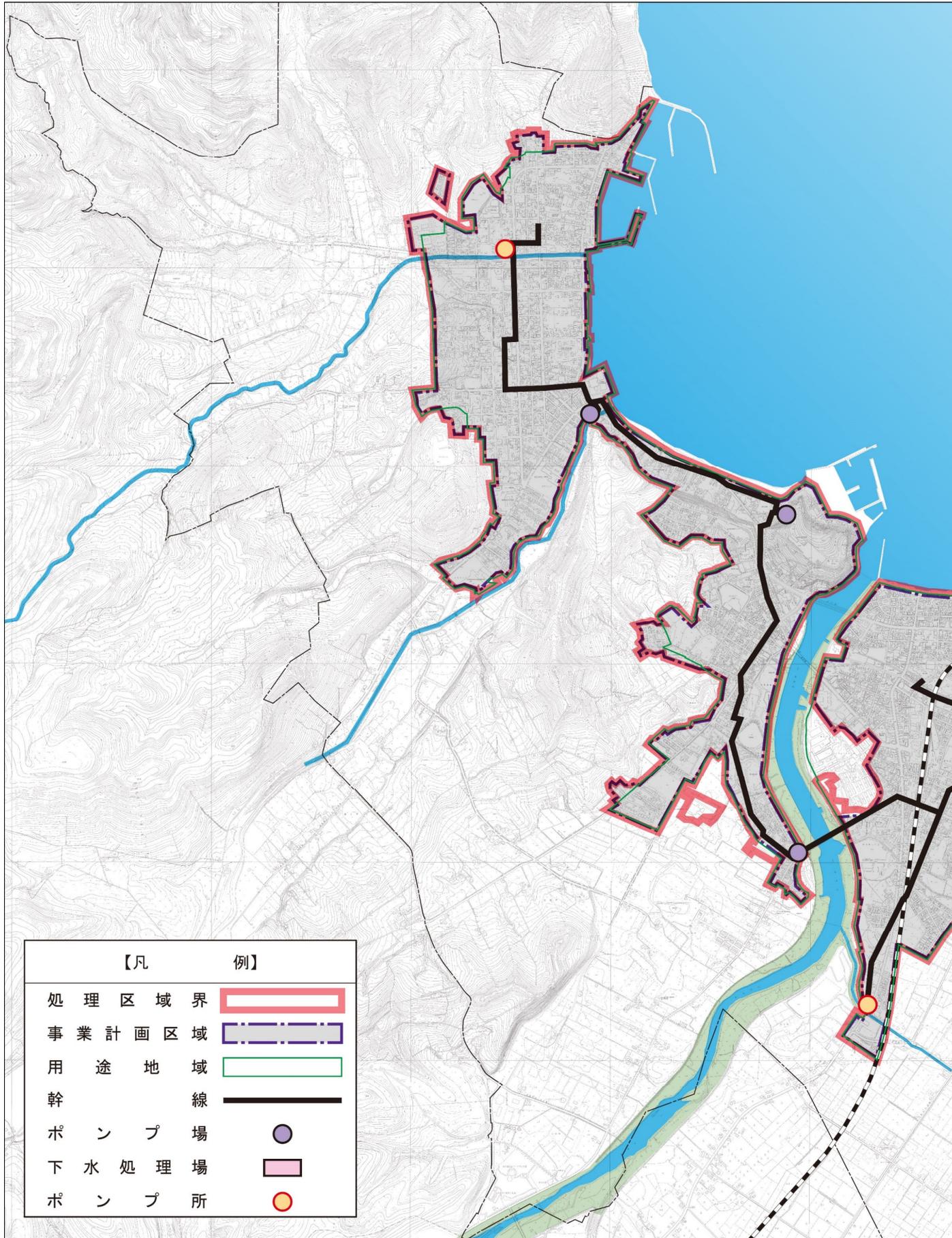
■下水道整備状況（令和3年度末現在）

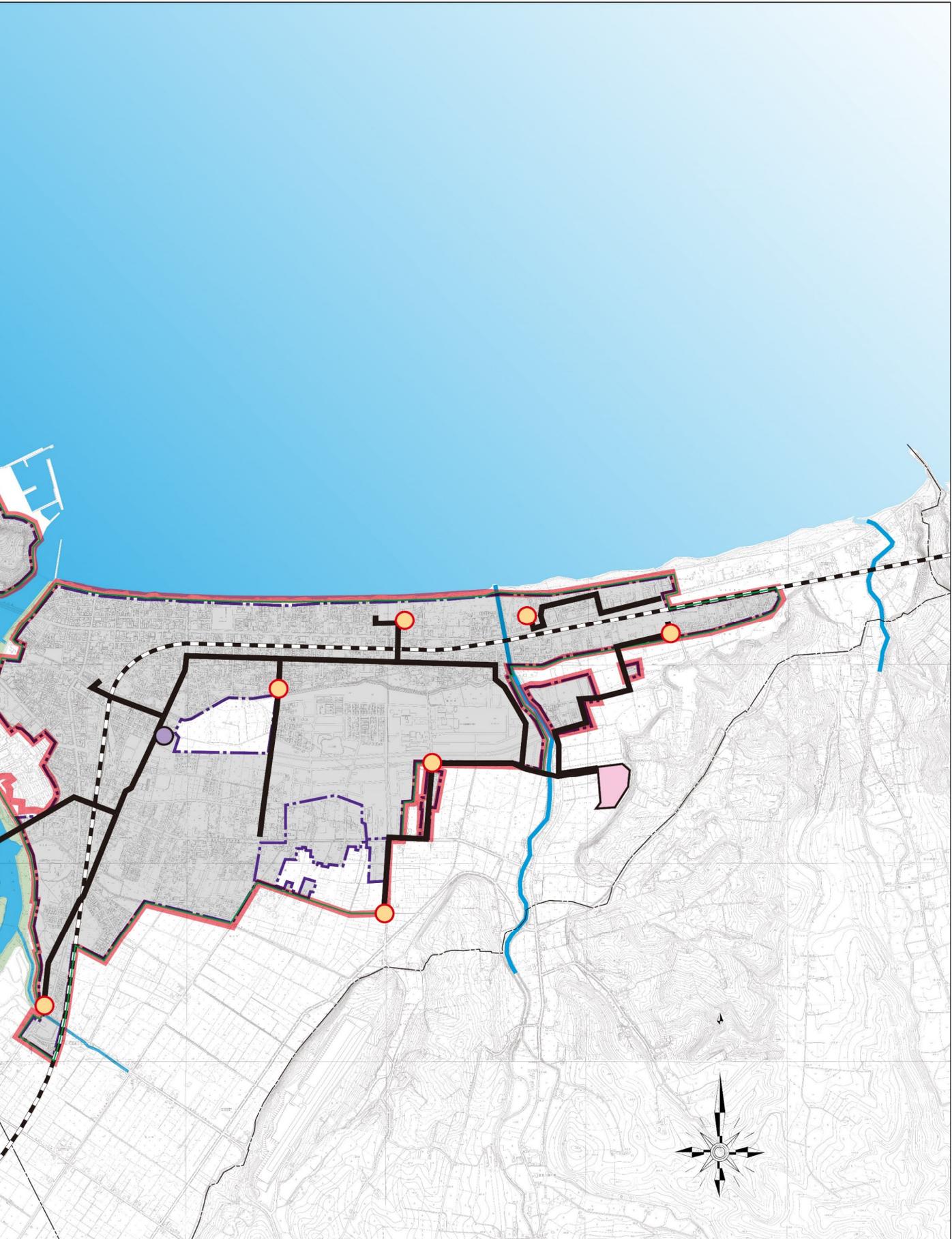
処理区	行政人口 (人)	処理区域 内人口 (人)	整備面積 (ha)	水洗化 人口 (人)	処理水量 (晴天時 日量 m ³ /日)	
					日平均	日最大
余市処理区	17,664	14,379	550.95	13,061	4,296	4,386

処理区	管渠 (m)		終末処理場	備考
	汚水	雨水		
余市処理区	129,712.12	3,140.05	2/2系列整備済み	処理能力7,660m ³ /日

(調整用ページ)

公共下水道事業区域図





④その他

その他の都市計画では、黒川町に都市計画駐車場、都市計画市場、土地区画整理事業が決定されているほか、梅川町に都市計画火葬場が決定されています。

1) 都市計画駐車場

■都市計画駐車場の現況（昭和51年9月6日決定）（余市町告示第75号）

番号	名 称	位 置	面 積 (約) (ha)	構造階層
1	黒川町営駐車場	余市町黒川3丁目118番地	0.32	アスファルト舗装広場式 駐車場台数101台

2) 都市計画市場

■都市計画市場の現況（平成20年2月8日変更）（余市町告示第10号）

番号	名 称	位 置	面 積 (約) (ha)
1	余市合同青果物地方卸売市場	余市町黒川町	0.80

3) 土地区画整理事業

■土地区画整備事業の現況（平成7年9月26日決定）（北海道告示第1472号）

番号	名 称	位 置	面 積 (約) (ha)
1	余市町黒川第一土地区画整理事業	余市町黒川町	56.9

4) 都市計画火葬場

■都市計画火葬場の現況（平成29年10月19日決定）（余市町告示第80号）

番号	名 称	位 置	面 積 (約) (ha)
1	余市町営斎場	余市町梅川町	0.7

(調整用ページ)

都市計画駐車場・都市計画市場・土地区画整理事業・都市計画火葬場 位置図





2-4. その他の社会基盤

(1) 公営住宅

計画対象区域内における公営住宅は、16団地、管理戸数569戸となっており、これまでに居住性の向上や安全性確保のための改善事業を進めてきました。しかし、2023年(令和5年)3月末現在で耐用年限を経過している住宅は394戸(69.9%)、耐用年限の2分の1を経過している住宅は64戸(11.3%)となっており、両方を合わせると全体の約8割を占めます。住宅の老朽化が進んでいることから、建て替え事業も視野に入れた住宅改善事業の促進が必要となっています。

■公営住宅の現況(令和5年3月31日現在)

対図番号	団地名	竣工年度	所在地	管理戸数(戸)	備考
①	富沢団地	昭和45年	富沢町14丁目13番地	12	募集停止
②	中町団地	昭和59年度	富沢町12丁目21番地 富沢町12丁目22番地	8	
③	梅川団地	昭和47・48・49・51・52年度	梅川町372番地8 梅川町376番地3	120	一部募集停止
④	琴平団地	昭和41・44年度	梅川町843番地	24	募集停止
⑤	円山団地	昭和59年度	富沢町4丁目90番地11	8	
⑥	沢町団地	昭和54年度	沢町4丁目50番地	20	
⑦	美園団地	平成9・12年度	美園町16番地 美園町20番地2	72	
⑧	黒川中央団地	昭和62年度	黒川町6丁目4番地	8	
⑨	白樺団地	昭和49・50年度	山田町32番地	46	一部募集停止
⑩	余市川団地	昭和55年度	山田町108番地6	28	
⑪	山田団地	昭和53・54・61年度	山田町392番地1 山田町393番地	48	
⑫	黒川団地	平成4年度	黒川町880番地	39	
⑬	共栄団地	昭和56～58年度	黒川町17丁目4番地1、 5番地、31番地1、 31番地2	72	
⑭	大浜中団地	昭和62年度	栄町458番地	8	
⑮	栄団地	昭和62年度	栄町254番地	8	募集停止
⑯	改良住宅	昭和45・46年	大川町12丁目2番地	48	募集停止
			計	569	

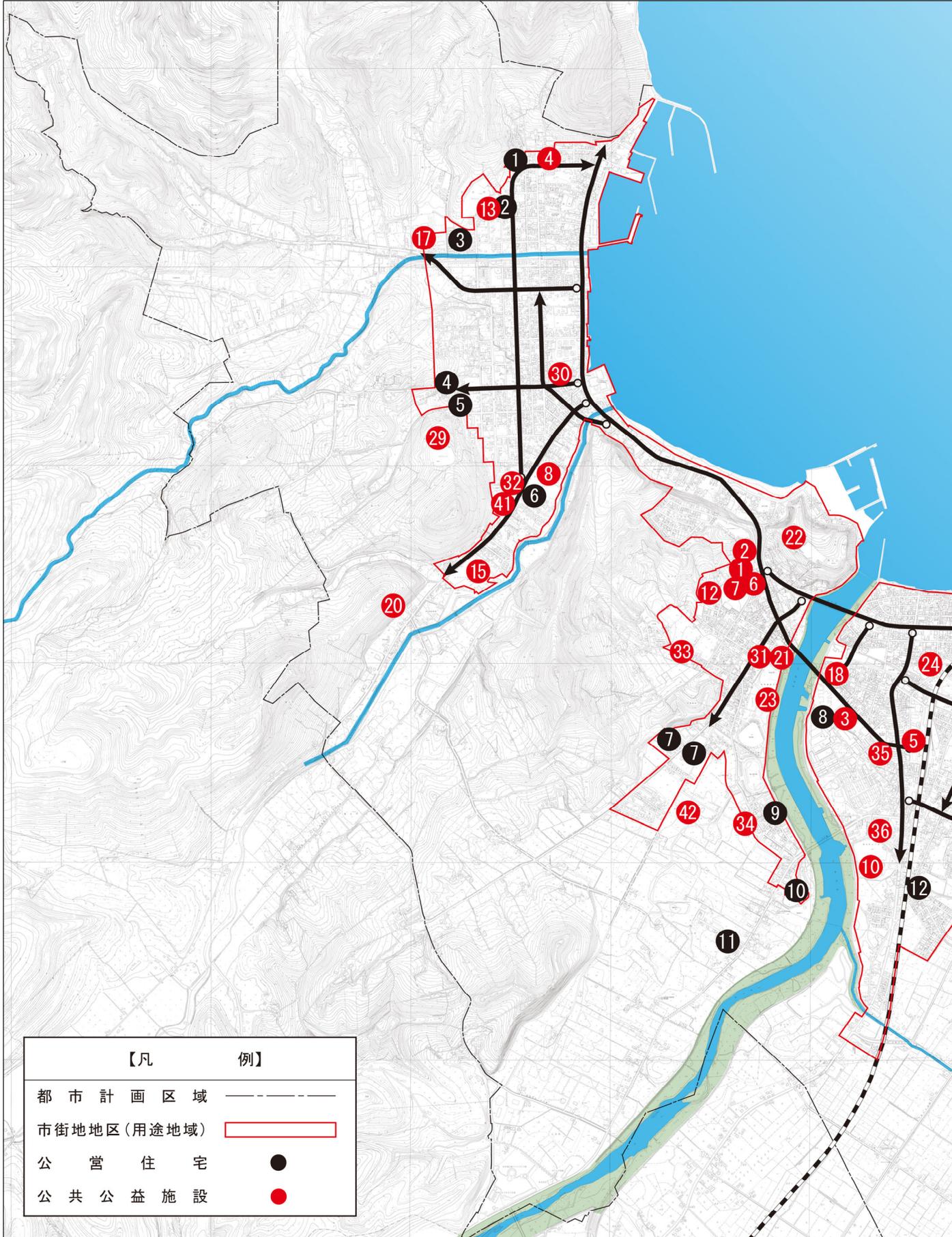
(2) 公共公益施設

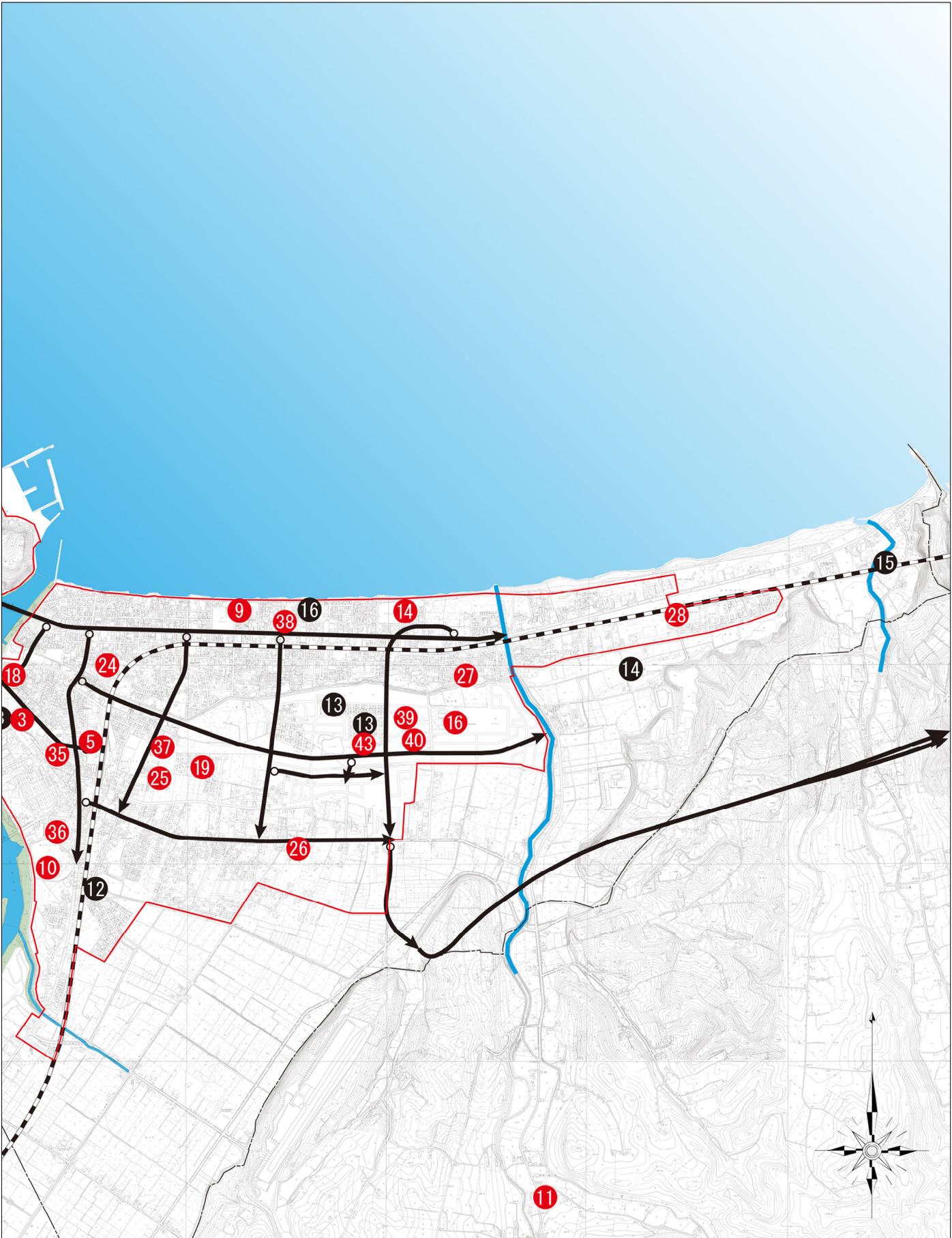
計画対象区域内は、学校教育施設、医療福祉施設などの公共公益施設が整備されています。

■主な公共公益施設の現況

区分	対図番号	施設名	区分	対図番号	施設名
行政サービス施設	①	余市町役場	コミュニティ施設	②④	中央公民館
	②	余市警察署		②⑤	黒川会館
	③	北後志消防組合余市消防署		②⑥	黒川八幡生活館
	④	沢町警察官駐在所		②⑦	大浜中老人寿の家
	⑤	駅前交番		②⑧	東大浜中福祉の家
	⑥	倶知安保健所余市支所		②⑨	円山公園ふれあい交流施設
	⑦	後志総合振興局余市合同庁舎		②⑩	福祉センター
学校・教育施設	⑧	沢町小学校	医療・福祉施設	③①	福祉センター入舟分館
	⑨	大川小学校		③②	ほうりゅうじ保育園
	⑩	黒川小学校		③③	中央保育所
	⑪	登小学校		③④	修徳会林病院
	⑫	東中学校		③⑤	倫仁会小嶋内科
	⑬	西中学校		③⑥	老人福祉センター
	⑭	旭中学校		③⑦	北海道勤労者医療協会余市診療所
	⑮	余市紅志高等学校		③⑧	大川保育所
	⑯	北星学園余市高等学校		③⑨	北海道社会事業協会余市病院
	⑰	余市養護学校		④①	特別養護老人ホーム フルーツ・シャトーよいち
	⑱	リタ幼稚園		④②	徳風会養護老人ホームかるな和順
	⑲	杉の子幼稚園		④③	健志会介護老人保健施設よいち
	⑳	夢の森幼稚園		④④	キッズルームあつがる
	㉑	図書館			
	㉒	水産博物館			
	㉓	総合体育館（運動公園）			

公営住宅・公共公益施設 位置図





(3) 避難所

「余市町地域防災計画」では、災害時における避難所を指定しており、避難所（避難場所を含む）は58か所、うち津波対応は50か所となっています。

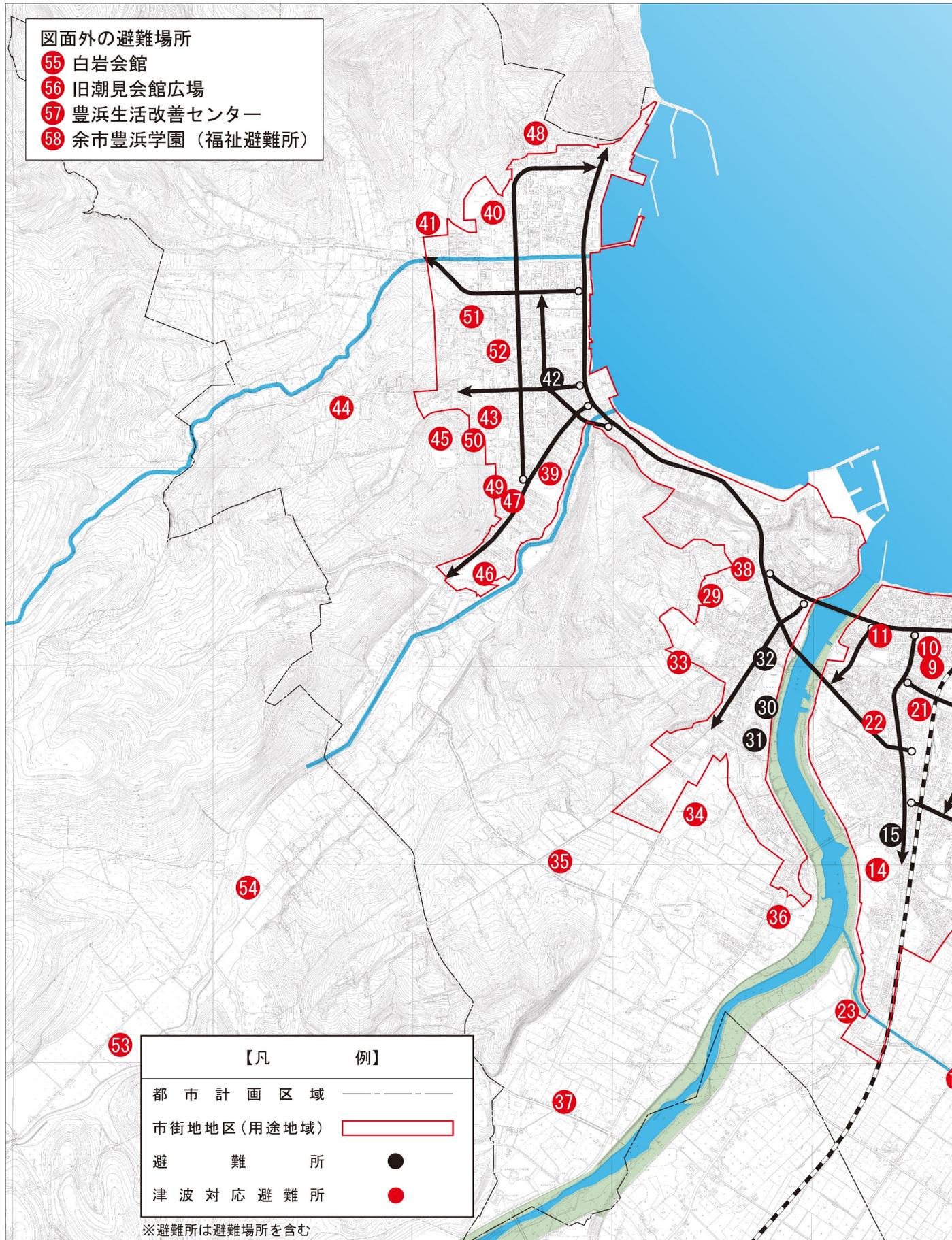
■避難所（避難場所を含む）の現況（余市町地域防災計画）

地区名	対凶番号	名称	津波対応	収容可能人員(人)
栄地区	①	旧栄小学校（グラウンド含む）	○	4,640
	②	栄町農業構造改善センター	○	80
	③	東大浜中福祉の家	○	140
大川地区	④	大川小学校（グラウンド含む）	×	9,400
	⑤	旭中学校（グラウンド含む）	×	9,100
	⑥	大川保育所	○	130
	⑦	大浜中老人寿の家	○	90
	⑧	勤労青少年ホーム	○	230
	⑨	中央公民館	○	1,110
	⑩	即信寺支院	○	100
	⑪	グランデリビエール（津波避難ビル）	○	140
	⑫	ホテルサンアート（津波避難ビル）	○	140
	⑬	太陽ハイツ（津波避難ビル）	○	70
	黒川地区	⑭	黒川小学校	○
		黒川小学校グラウンド	×	8,420
⑮		老人福祉センター	×	120
⑯		黒川17区生活館	○	40
⑰		黒川会館	○	70
⑱		黒川八幡生活館	○	60
⑲		北星学園余市高等学校（グラウンド含む）	○	22,140
⑳		フルーツ・シャトーよいち（福祉避難所）	×	40
㉑		農協会館	○	400
㉒		経済センター	○	260
㉓		都市公園予定地	○	7,270
登地区	㉔	ふじ公園	○	11,080
	㉕	登小学校（グラウンド含む）	○	3,460
	㉖	登老人寿の家	○	120
	㉗	下水道管理センター（構内含む）	○	9,490
	⑳	余市農道離着陸場	○	22,980

地区名	対図番号	名称	津波対応	収容可能人員 (人)
朝日・入舟・ 美園・ 山田・浜中 地区	㉔	東中学校（グラウンド含む）	○	11,740
	㉕	余市町総合体育館	×	1,570
	㉖	余市運動公園	×	28,000
	㉗	福祉センター入舟分館	×	280
	㉘	中央保育所	○	140
	㉙	介護老人保健施設よいち（福祉避難所）	○	20
	㉚	美園会館	○	20
	㉛	山田町農業構造改善センター	○	80
	㉜	農村活性化センター	○	120
	㉝	余市町役場	○	2,400
沢・富沢・ 港・ 梅川地区	㉞	沢町小学校（グラウンド含む）	○	9,670
	㉟	西中学校（グラウンド含む）	○	12,050
	㊱	余市養護学校（福祉避難所）	○	150
	㊲	福祉センター	×	380
	㊳	沢町児童会館	○	70
	㊴	梅川町農業構造改善センター	○	80
	㊵	円山公園ふれあい交流施設（公園敷地含む）	○	5,800
	㊶	余市紅志高等学校（グラウンド含む）	○	12,530
	㊷	かるな和順（福祉避難所）	○	20
	㊸	余市神社	○	140
	㊹	宝隆寺	○	200
	㊺	永全寺	○	100
	㊻	即信寺	○	410
	㊼	水産加工研修センター	○	60
豊丘地区	㊽	豊丘老人寿の家	○	80
	㊾	余市幸住学園（福祉避難所）	○	20
白岩地区	㊿	白岩会館（広場含む）	○	290
潮見地区	㋀	旧潮見会館広場	○	60
豊浜地区	㋁	豊浜生活改善センター（広場含む）	○	1,650
	㋂	余市豊浜学園（福祉避難所）	○	30
合 計				202,300

※津波対応の避難所（避難場所）の対図番号を赤色で示しました。

避難所 位置図





2-5. 上位計画・関連計画・指標等

(1) 上位計画・関連計画・指標等の概要

余市町の都市計画における上位計画、関連計画、指標等は次の通りです。

区分	計画名称	策定年月日	
上位計画	①第5次余市町総合計画	令和 3年12月	
	②余市町人口ビジョン(令和2年改訂版)	令和 2年 3月	
	③第2期余市町まち・ひと・しごと創生総合戦略	令和 2年 3月	
	④余市都市計画区域の整備、開発及び保全の方針【北海道】	令和 3年 3月	
関連計画	防災	⑤余市町地域防災計画	令和 5年 8月
		⑥余市町強靱化計画	令和 2年 2月
	下水道	⑦余市町下水道中期ビジョン	令和 4年 6月
	上水道	⑧余市町新水道ビジョン	令和 4年 6月
	観光	⑨余市町観光振興計画	令和 5年 3月
	農業	⑩農村滞在型余暇活動機能整備計画書	平成26年 7月
		⑪余市町森林整備計画	平成29年 4月 変更・適用
	教育	⑫第6次余市町社会教育中期計画	平成31年 1月
	福祉	⑬第9期余市町高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	令和 6年 3月
		⑭第7期余市町障がい者計画・障がい福祉計画及び第3期余市町障がい児福祉計画	令和 6年 3月
	道路・交通	⑮余市町橋梁長寿命化修繕計画	平成26年 3月
		⑯余市町地域公共交通計画	令和 4年 6月
	公共施設	⑰余市町公営住宅等長寿命化計画	令和 2年 3月
		⑱余市町公共施設等総合管理計画	平成28年 3月
		⑲余市町立小中学校施設整備計画	平成26年 9月
	その他	⑳余市町空家等対策計画	令和 5年 3月
		㉑余市町住生活基本計画	平成27年 3月
		㉒余市町男女共同参画計画(改定版)	平成29年 4月
		㉓余市町過疎地域持続的発展市町村計画	令和 5年 3月
関連計画	㉔北海道総合計画2021改訂版【北海道】	令和 3年10月	
指標等	㉕コンパクトなまちづくりに向けた基本方針【北海道】	令和 3年11月	

(2) 項目ごとの整理

前述の上位計画等を都市計画マスタープランの項目ごとに整理します。

青文字項目は都市計画の上位計画で、本計画では「これに即する」ことが求められ、第3章：全体構想等に反映されます。

赤文字項目は本計画と関連性が高く「調整を図る」項目で、主に第2章：課題整理や、第3章：全体構想に反映されます。

黒文字項目は「主に各個別計画により対応」する項目です。

【1. 土地利用 — 0全般】

内 容
【総合計画】 <ul style="list-style-type: none"> 再生可能エネルギーの利用の推進、安定的かつ適切なエネルギー需給構造の再構築 情報通信環境の格差解消 6次産業化を推進するために、特区制度の活用や各種広報活動、生産基盤の強化・確立に向けた取組など、生産者、関連事業者との連携を図る
【人口ビジョン】 <ul style="list-style-type: none"> 2040年で約15,000人程度、2015年と比較して75%程度の人口規模を維持することを本町の目指すべき将来人口の目標水準に定める
【総合戦略】 <ul style="list-style-type: none"> 本町の推進する6次産業化や農商工連携の取組を加速させることで付加価値向上や生産基盤を拡大 Society 5.0（ソサエティー5.0）の実現 シェアリングエコノミーなどの新たな仕組みの可能性を検討 外部人材の有効活用、社会貢献意識の高い企業に対するアプローチ
【区域マス（北海道）】 <ul style="list-style-type: none"> 安全で快適な都市生活を持続可能とする都市を構築するコンパクトなまちづくりを目指す 用途地域の指定のない区域は、特定用途制限地域等を定めることにより、土地利用の整序を図る 用途白地地域の余市漁港（本港地区）は、必要に応じて用途地域等を定める
【過疎地域持続的発展市町村計画】 <ul style="list-style-type: none"> 計画期間における転入者数3,750人 計画期間内の新規雇用者数15名、町内ワイン用ぶどう生産者の増加8件 地域の情報格差の是正 町内バス路線の利用者20%増加
【北海道総合計画（北海道）】 <ul style="list-style-type: none"> 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりの推進 安心で質の高い医療・福祉サービスの強化 豊かで優れた自然・生物多様性の保全とその継承 環境負荷を最小限に抑えた持続可能な社会の構築 安全・安心な生活の基礎となる防災体制の確立 強靱な北海道づくりとバックアップ機能の発揮 中小・小規模企業の振興や地域商業の活力再生 協働によるまちづくりの推進や地域コミュニティの再構築 持続可能な社会・経済を支える社会資本の整備 産業活動や暮らしを支える社会資本の戦略的・効率的な整備 連携と交流を支える総合的な交通ネットワークの形成 地域の可能性を広げるデジタル・トランスフォーメーションの推進
【コンパクトなまちづくりに向けた基本方針（北海道）】 <ul style="list-style-type: none"> 市街地の無秩序な拡大を抑制 地区計画制度の適用 規制すべき建築物の明確化、特定用途制限地域の活用 特定用途制限地域等の積極的活用によるきめ細かな土地利用整序 エリア価値の維持・向上に向けたスポンジ化対策の取組を積極的に推進 地域のまちづくりに配慮する必要

- ・提案を踏まえた決定や変更が必要であるかどうかを速やかに判断
- ・立地適正化計画に基づく都市機能の誘導、緑の基本計画との連携
- ・住宅ストックの循環利用や生活環境の保全、空き家等の有効活用
- ・持続可能な地域づくりの推進
- ・空き店舗や空き地の有効活用、「中活法」に基づく支援事業の活用
- ・「都市再生整備計画事業」の活用
- ・緑の基本計画の内容充実、緑化重点地区の設定
- ・「北海道景観形成ビジョン」による景観資源の維持・保全・再生などの施策の推進
- ・コンパクトな都市構造への転換、道路・公園の占用手続きの円滑化
- ・居住エリアの安全確保、ハザードエリアへの対応、防災と連動した土地利用
- ・安全なまちづくりを推進する更なる法律改正等、今後の国の動向を注視
- ・都市のみどりの積極的な整備・保全
- ・耐震化の普及啓発、都市防災総合推進事業の活用検討
- ・持続可能な地域公共交通ネットワークの形成
- ・デマンド交通やフィーダー輸送としてのコミュニティバスなど新たな交通体系の検討
- ・沿道の土地利用と連動した公共交通軸の形成や交通結節点の整備等の推進

【1. 土地利用 — 1 農地】

内 容				
【総合計画】				
・余市ダムをはじめとする各水利施設や国営ならびに道営造成施設は、適正な管理に努める				
【総合戦略】				
・ワイン用ぶどう栽培の振興				
【区域マス（北海道）】				
・集团的農用地や、国営・道営の土地改良事業等各種農業投資が実施されている区域及び実施を予定している区域の農地等は、今後とも優良な農用地としてその保全に努める				
・農業振興地域の整備に関する農用地区域は、用途地域拡大の対象としない				
【農村滞在型余暇活動機能整備計画書】				
・農用地は、農業生産の場として、適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める				
・農業用施設用地は、騒音、悪臭等により、周囲の環境を悪化させないように、配慮する				
・農家の住宅用地は、ガーデニングや生垣の植栽等により、周囲の農村景観との調和を図る				
・林地は、農村景観の中心となる防風林の保全・管理、屋敷林の保全等を図る				
・水辺地は、各種河川等の保全及び親水機能の整備、周囲の景観との調和に配慮した維持管理を図る				
・既存の農作業体験農園や観光果樹園を有効に活用して、体験型農園づくりを促進				
・農作業体験施設等の整備				
施設の種類の	位置（設置場所）	規模	機能	事業主体
農家民宿 兼ワイナリー	登地区	1棟	農作業体験の提供、宿泊 ワインの醸造施設	農業者
・その他必要な事項では、「普及宣伝活動の推進」「都市側との提携交流の推進」「他の市町村との連携活動の推進」「支援体制の整備」「都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成」を行い、交流人口等の具体的な達成目標として5年後の増加率を「1.10」と設定、入込客数を算出				

【1. 土地利用 — 2 市街地】

内 容				
【区域マス（北海道）】				
・土地区画整理事業により良好な住宅地が形成されている黒川町地区は、今後とも住環境の維持に努める				

【1. 土地利用 — 3 自然地域】

内 容
【総合計画】 ・町有林の適正管理・森林機能の維持保全
【区域マス（北海道）】 ・市街地周辺の豊富な森林は、環境維持のための緑地・治水・防災等公益的な機能を果たしていることから、今後とも他の計画と調整を図りつつその維持・保全を図っていく
【森林整備計画】 ・人為と天然力を適切に組み合わせた多様性に富む育成複層林の計画的な整備、天然生林の的確な保全及び管理等に加え、保安林制度の適切な運用、山地災害や野生鳥獣被害等の防止対策の推進等により、重視すべき機能に応じた多様な森林の整備及び保全を図る ・林道等の林内路網は、計画的な路網整備を推進する ・低コストで効率的な森林整備を進めるとともに、安定的、効率的に木材を供給できる体制を整備 ・地域のエネルギー資源としての森林バイオマス利用の可能性等を含めた木材需給の動向と見通しなど、効率的な森林整備や安定的な木材供給を図るうえでの課題や目標等を明確化

【1. 土地利用 — 4 住宅地】

内 容
【総合計画】 ・公営住宅に対する既存住宅の屋根及び外壁等の改修や、大規模修繕または建替え事業 ・U I J ターン希望者の受け入れを行う地域づくり ・空き家は、平時から現地パトロールを行い、所有者へ適切な管理及び解体等の措置を講じる ・まほろばの郷地区は、土地区画整理事業により整備された区域内における宅地の販売促進を支援
【総合戦略】 ・まほろばの郷地区へ居住地の集中を図り、コンパクトシティを推進
【区域マス（北海道）】 ・一般住宅地は、生活利便施設の立地による利便性の向上と周辺環境と調和した住宅地の形成を図る ・余市川左岸地区についても、生活利便施設等が立地する周辺環境と調和した住宅地の形成を図る ・専用住宅地は、黒川町地区の一部に配置し、土地区画整理事業区域及びその周辺に、低層専用住宅を主体とした良好な住宅地の形成を図る
【住生活基本計画】 ・高齢者等に配慮した住宅の供給やバリアフリーリフォームの促進、子育てに配慮した住宅供給等による若年勤労世帯に適した住まいづくり、住宅相談窓口や情報提供の充実等による住まいの支援体制づくり ・老朽化した公営住宅等の計画的な建替えや用途廃止、改善を推進 ・住み慣れた住宅を快適に維持するため、持ち家のリフォームや世帯の減少に伴い増加する危険な空き家、廃屋への対応、住宅の耐震化の推進 ・再生可能エネルギーの利用や高気密高断熱住宅建設の促進 ・一定の入居基準を満たす必要のある公営住宅と併せて、民間住宅を活用した対策 ・「まほろばの郷地区」への住宅建設の促進や広域的な住宅需要を担う他事業主体による公的住宅の建設 ・平成36年（令和6年）の住宅に住む一般世帯数は、9, 100世帯×96.3% = 8, 763世帯と設定する

【1. 土地利用 — 5 商業業務地】

内 容
【総合計画】 ・町内事業者に対する資金融通の円滑化に係る支援、設備投資や販路拡大への取組に対する支援策 ・空き店舗を活用した起業支援や本町の特産品を原材料とした魅力ある商品開発への支援、さらには観光と連動した商工業振興施策を関係機関と連携を図りながら展開
【総合戦略】 ・駅前周辺地区の空き店舗の活用や、魅力ある商店街づくりに努め域外資金の獲得につながる取組を推進 ・再生可能エネルギー関係企業の進出についても支援し、町内における新たな産業創出 ・テレワークやサテライトオフィスの開設

【区域マス（北海道）】

- ・中心商業業務地は、JR余市駅西側を中心とした地区に配置し、商業機能の集積を図る
- ・地域商業業務地は、3・4・3号大川黒川町線（国道5号）、3・3・2号大川橋線（一般道道豊丘余市停車場線）、3・4・6号黒川通（一般道道登余市停車場線）の沿道の一部、沢町地区及び富沢町地区の3・4・11号富沢町線（国道229号）の沿道の一部に配置し、近隣住民や道路利用者を対象として利便性の維持を図る
- ・沿道商業業務地は、3・3・2号大川橋線（国道5号）や3・4・3号大川黒川町線（国道5号）の沿道の一部に配置し、今後ともその機能の維持を図る

【1. 土地利用 — 6工業・流通業務地】

内 容
<p>【区域マス（北海道）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般工業地は、港町地区、浜中町地区、ニッカウエスキー余市蒸溜所立地地区、自動車関連施設や流通業務施設等が立地する3・4・3号大川黒川町線（国道5号）及び3・3・2号大川橋線（国道5号）沿道並びにJR余市駅周辺地区に配置する ・港町地区及び浜中町地区は、港湾関連施設や水産業関連施設が立地する基幹産業である水産業の拠点として、今後ともその機能の維持を図る ・ニッカウエスキー余市蒸溜所立地地区は、観光地としての機能をあわせ持つ工業地として、これらの機能の維持増進を図る ・3・4・3号大川黒川町線（国道5号）及び3・3・2号大川橋線（国道5号）沿道並びにJR余市駅周辺地区は、今後ともその機能の維持を図る ・流通業務地は、3・4・6号黒川通（一般道道登余市停車場線）に面する地区に配置し、流通業務地に隣接する箇所については、業務・工業系の施設が立地し、交通便利性を活かした土地利用が図られていることから、住宅地における住環境に配慮しながら地場産業の育成を図る ・港町地区の余市港については、一般工業地を配置するとともに臨港地区を指定することにより、今後とも適切な港湾土地利用を維持する

【2. 道路・交通】

内 容
<p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町民の暮らしや地域経済の活動に密着した安全・安心な道路整備 ・北海道横断自動車道黒松内・余市間の早期建設を推進 ・効果的な雪処理体制の構築 ・鉄道・バス・タクシー等地域に合った効果的・効率的な地域公共交通の確立
<p>【総合戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・北海道新幹線開業による並行在来線の経営分離を見据えた、公共交通網の再編検討
<p>【区域マス（北海道）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1・3・1号余市望海台通（北海道横断自動車道）が市街地の南東側を通過することから、必要なアクセス道路の適切な配置を図る ・3・3・1号埋立新通（国道229号、一般道道余市港線及び豊丘余市停車場線）、3・3・2号大川橋線（国道5号、一般道道豊丘余市停車場線）、3・4・3号大川黒川町線（国道5号）、3・4・10号梅川線（国道229号）、3・4・11号富沢町線（国道229号）及び3・2・16号八幡線（町道水田の沢線）を都市の骨格となる道路とする ・3・4・5号黒川線（町道大川町1丁目線及び黒川町中通り2号線）、3・4・6号黒川通（一般道道登余市停車場線）、3・4・8号沢町線（一般道道豊丘余市停車場線）、3・4・12号登川線（町道都市計画街路登川線）及びその他の都市計画道路を配置し、都市内道路網を形成する ・新幹線開業に伴う並行在来線経営分離後の対応については、道や沿線市町等との連携により、経営分離区間の安定的かつ効率的な輸送体系を構築するために必要な協議・検討を取り進める ・3・3・1号埋立新通（一般道道豊丘余市停車場線）にJR函館線余市駅の駅前広場を配置しており、今後とも交通結節点機能を確保する ・3・4・5号黒川線（町道大川町1丁目線及び黒川町中通り2号線）の整備を促進する ・3・2・16号八幡線（町道水田の沢線）の整備を促進する

【橋梁長寿命化修繕計画】

- ・余市町の橋梁は80橋のうち60橋（全体の約75%）が、20年後には建設後50年以上経過し、補修や更新時期が集中することが見込まれる
- ・橋梁の長寿命化を図る予防的な維持管理（予防保全）に転換することで、コスト削減を図る

【地域公共交通計画】

- ・新たな余市協会病院線（余市循環線）の運行
- ・郊外部において地域に親しまれる新たな公共交通の運行、観光タクシー等の運行が可能な環境づくり
- ・福祉タクシー車両導入方法の明確化、余市循環線における低床式バスの運行（通院時間帯）
- ・JR余市駅における交通結節点機能の強化、バス待ち協力施設の確保、バスシェルターの設置、ICTを活用した公共交通サービスの利便性向上
- ・自動車運転免許返納の促進、高齢者向け・小中学生向けモビリティ・マネジメント
- ・関係機関との連携を図り、歩行者の多い道路に歩道等を整備するなど、安全な歩行ルートの整備

【3. 公園・緑地】

内 容

【総合計画】

- ・町民ニーズに沿った適切な施設の点検や更新、維持管理

【区域マス（北海道）】

- ・都市公園においては長寿命化対策を行い、適正な維持管理を進める
- ・コンパクトなまちづくりを進めるため、区域内の公園等緑地の適正配置を進める
- ・人口減少等の社会情勢やニーズの変化に対応した緑地の適正配置を実現する観点から、区域内の公園等緑地が都市の利便性より有効となるように配置
- ・「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」の策定を検討するとともに、各種計画等を踏まえた上で、必要なものを公園等の都市施設や特別緑地保全地区等の地域地区として定める

【4. 公共施設 — 0全般】

内 容

【総合計画】

- ・財政負担の軽減・平準化を目指し、公共施設等の最適な配置を行う
- ・子育てしやすい地域環境の整備、地域医療体制の維持
- ・医療、介護、予防、住まい、生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステムの確立、北後志母子通園センターを中核とする児童発達支援センター機能拡充
- ・港湾施設の維持保全
- ・学校施設の適正規模・適正配置を推進、各高等学校に対する協働体制の構築や私学助成の取組を推進
- ・社会教育施設は、町民のまちづくりの拠点や避難所としての機能を維持
- ・余市宇宙記念館は、適切な維持管理を行いながら施設の有効利用を検討
- ・各体育施設の適切な維持管理、休止中となっている温水プールは施設整備に向け検討
- ・芸術文化の振興については、中央公民館を中心に発表、鑑賞、創作機会を充実
- ・貴重な文化財は、広く発信し、郷土の歴史に関する資料収集、施設の効果的な活用と適切な保存管理

【総合戦略】

- ・「キッズルームあっぷる」を地域子育て支援拠点事業の中核施設として活用
- ・北後志エリア6市町村による北しりべし定住自立圏において周産期医療に対する広域的な取組を実施
- ・包括連携協定を締結した民間企業との協働事業や地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）による企業からの寄附、またPPP/PFIによる民間資金の活用を推進

【社会教育中期計画】

- ・青少年の学習機会の拡充と図書館での対象事業の強化、青年層の活動環境の整備と事業の実施
- ・図書館でのインターネットの活用、各種ボランティアの活動促進・指導者の育成と学校支援の継続
- ・高齢者のニーズに応じた多様な学習機会の提供
- ・親子が気軽に参加でき、子育てが楽しくなるサークル活動の支援と相談体制の充実
- ・生涯学習社会の実現に向けた推進体制の基盤整備、社会教育施設の計画的な改修整備と効率的な管理運営の検討及びボランティア活動の支援
- ・芸術文化の鑑賞機会の提供と活動への奨励、学校及び関係団体と連携した文化活動への支援強化
- ・文化財の適切な保存、文化財整備にかかる体制の充実
- ・スポーツ施設の適切な維持と指定管理者や総合型地域スポーツクラブと連携した事業の推進

<p>【高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高齢者が住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう包括的かつ継続的なケアマネジメントを実施 ・地域ケア会議を開催、暮らしに困難を抱えた当事者を地域や専門職が連携しながら支援する体制を確保 ・在宅医療の普及・啓発、在宅医療と介護情報の共有、医療職・介護職のネットワークづくり ・シルバー人材センターによる高齢者の就労機会拡大 ・老人クラブでの世代間交流等促進、高齢者個々の社会参加の促進 ・老人福祉センターでの交流施設の機能充実 ・スポーツ活動事業によるスポーツ活動の場やコミュニティの形成 ・生活のニーズに合った住まいの提供、生活支援サービスを利用しながら個人の尊厳を確保 ・サービス付き高齢者向け住宅に関する情報提供 ・養護老人ホームでの支援強化、地域福祉の拠点となるよう努める ・要支援者台帳を関係者と共有し、災害発生時の避難支援や安否確認、避難所の環境整備 ・関係機関との連携を図り、歩行者の多い道路に歩道等を整備するなど、安全な歩行ルートの整備 ・訪問販売や悪質商法に関する注意喚起や被害予防の啓発
<p>【障がい者計画・障がい者福祉計画及び余市町障がい児福祉計画】</p> <p>(バリアフリー化) 公共的建築物、道路、公園、公共交通機関等の都市施設の整備を促進/既存の施設等の改修等を促進</p> <p>(住み良い住宅環境の整備) 他制度との連携を図りながら、その周知を図り、障がいのある人の自立した生活が可能となるよう努める</p> <p>(福祉施設の充実) グループホーム等の施設を整備するための方策を、国・道と協議しながら社会福祉法人等による整備の支援を検討</p>
<p>【公営住宅等長寿命化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・既に政策空き家となっている富沢団地、琴平団地の用途廃止を順次進める ・老朽化が顕著な梅川団地は、半数程度を対象とした戸数減を伴う建替を進める ・空き家率の高い白樺団地の簡二住棟の用途廃止を進める ・老朽化が顕著で空き家率の高い改良住宅と、立地利便性及び応募倍率が低く耐用年限を経過している栄団地の用途廃止を進める ・梅川団地の建替にあたっては、今後の本町における居住人口や入居者の動向、町営住宅ストックの状況等を踏まえながら、政策空き家による十分な建替用地の確保を図り、計画期間の後半の着手を目指す ・長寿命化型改善モデルとしては、黒川団地・中層耐火構造(平成4年建設、1棟39戸)の耐久性・防水性を向上させる改善(屋上防水改修、外壁改修)を、2023(R5)年より実施することを想定する
<p>【公共施設等総合管理計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日常的・定期的な点検、診断等を行い、施設の状態を絶えず把握する ・公共施設等に係る維持管理及び修繕を自主的に管理し、計画的・効率的に行うことによって、維持管理費・修繕費を平準化し、建物の維持経費を縮減することを目指す ・計画的な保全では、不具合が発生したその都度対応する事後保全ではなく、日常的・定期的な点検、診断等などの履歴情報による予防保全に基づいた対策を行っていく ・施設を更新する場合は、まちづくりとの整合性を保ち、公共施設のコンパクト化や効率化の観点から、単独更新以外の統合や複合化について検討を行う ・公共施設における安全確保は、利用者の安全を確保し、万一の事故・事件・災害に遭遇したときに損害を最小限にとどめ、速やかに復旧する体制を整える ・危険性が高いと認められた施設については、安全確保の改修を実施、又は総合的に判断し、改修せずに供用廃止を検討する ・耐震化が必要な施設について、段階的に耐震化を推進していく ・定期的な点検・診断に基づく総合的・計画的な管理による予防保全を行い、長期使用を図る ・本町の施設は、建替周期は大規模改修工事を経て60年とし、その時点で診断を行い、更に使用が可能であれば長寿命改修工事を行って80年まで長期使用しコストを削減することも検討する ・公共施設等の統合や廃止は、上位計画である余市町総合計画や、関連計画である余市町都市計画マスタープランなどを踏まえ、公共施設のあり方について見直しを行い、適正な配置と効率的な管理運営を目指す ・町と民間のパートナーシップにより、効果的で質の高い公共サービスを目指すため、対象施設の拡大や連携方法等の見直し等、PPP及びPFIの活用について検討する ・公共施設に関する情報の共有・一元化・定期的更新及び、施設管理の進捗状況把握と計画の改善
<p>【小中学校施設整備計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度以降については、町立小中学校7校のうち5校が建築後20年を経過しており、屋上防水やボイラー設備等の老朽化により更新が必要となるものについて、計画的な改修を検討・実施する

【男女共同参画計画】

- ・働く場所と時間を柔軟に選ぶことのできるテレワークの普及を促進
- ・女性農業者が地域の担い手として農業・農村社会で活躍できる環境づくりの推進
- ・漁業や林業において女性が活躍できる環境づくりの推進
- ・健康増進、文化・スポーツ活動の推進など、学習・体験等の生きがいづくりの推進
- ・子育てに配慮した公営住宅の整備の促進
- ・子どもの預かりサポート等の取り組みを促進

【4. 公共施設 — 1 河川・水辺】

内 容
【総合計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・災害に強い河川環境づくりを推進 ・自然環境に配慮しながら地域の特性を活かした河川環境の保全
【区域マス（北海道）】 <ul style="list-style-type: none"> ・余市川、ヌッチ川、登川及び梅川を主とする河川については、各種開発事業等との調整を図りつつ、親水機能にも配慮した自然と触れ合う水辺空間の活用や、総合的な治水対策に努める

【4. 公共施設 — 2 上・下水道】

内 容
【総合計画】 <ul style="list-style-type: none"> ・人口減少等により水需要の減少が見込まれるため、施設機能や経営の合理化に努める ・災害等に強く、安全・安心な水を供給できるための方策を推進 ・し尿・浄化槽汚泥を下水処理場で処理するための施設整備
【区域マス（北海道）】 <ul style="list-style-type: none"> ・余市公共下水道については、登町地区に処理場、黒川町地区、山田町地区、浜中町地区及び沢町地区にポンプ場を配置し、排水区域内に幹線管渠を適切に確保
【下水道中期ビジョン】 <ul style="list-style-type: none"> ・都市機能が集積し被害が想定される地区などにおいて、必要に応じて雨水管渠の整備を計画的に進める ・避難や水防活動に役立つ、内水浸水想定区域図については、地域防災計画との調整を図り作成検討 ・浸水被害時の下水道施設の早期復旧に対応した下水道BCP（業務継続計画）の検討 ・下水道の主要な施設である処理場、ポンプ場および管渠においては、発災時でも最低限下水道機能が維持できるように、計画的・段階的に耐震化を進める ・管渠の状態を把握するため、定期的目視点検を実施 ・構造物や設備の状態を把握するため、日常的目視点検や設備の定期的な分解調査などを実施 ・機能の延命化を図るため、点検や調査結果に基づいて、修繕や部品交換を実施 ・安定的に下水を処理するため、日常の運転や水質管理の最適化に努める ・近隣町村のし尿・浄化槽汚泥を下水処理場で共同処理する事業に取組み、施設の有効活用を図る ・管渠、処理場およびポンプ場の改築方針は、計画的に見直し ・下水道ストックマネジメント計画は5年毎に見直しを図り、事業の平準化を考慮し、改築計画を策定 ・下水道ストックマネジメント計画に基づいて、計画を見直ししながら下水道施設の改築・更新を実施
【新水道ビジョン】 <ul style="list-style-type: none"> ・水道水源環境保全のため、余市川流域環境保全協議会に参加し、連絡体制や初動体制含め継続して適切に対処するとともに、余市川クリーンアップ作戦への参加や、水源上流域の事業者に対する水質汚濁防止等に関する協定締結についても対処する ・原水水質の監視強化のため、水質監視装置の計画的な更新等、引き続き監視装置の維持・拡充に努める ・「水安全計画」を適切に運用することにより水源から蛇口までの一体管理を行っていく ・余市町内に存在する各配水池については、適切な頻度で計画的に清掃を実施、維持管理に努める ・町内の病院や、災害時の避難所等、重要な給水施設へつながる配水管路を耐震化し、地震や自然災害発生時においても給水を継続することが可能となることを目的に令和8（2026）年度を目標として実施 ・管路の耐震化は、基幹管路（導水管、送水管、配水本管、重要給水施設配水管路）を優先的に実施する ・浄水場・配水池は、令和8（2026）年度を目標に耐震診断を実施し、必要に応じて耐震補強等を実施 ・危機管理マニュアルの見直しやBCP（事業継続計画）の策定を行う

【4. 公共施設 — 3その他】

内 容
<p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・町営斎場については、早期供用開始に努める ・災害発生時にも対応した廃棄物処理体制の確立
<p>【区域マス（北海道）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・余市合同青果物地方卸売市場及び余市町営斎場（火葬場）については、それぞれの施設の整備等に関する計画を踏まえて適正な維持管理又は建替整備等を行い、必要に応じて都市計画変更を行う ・ごみ焼却場及びごみ処理場等の都市施設について、それぞれの施設の整備に関する計画等を踏まえて適切な位置に配置する

【5. 都市防災】

内 容
<p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道内外の市町村や他分野の機関と連携した防災広域化に向けた取組 ・より一層の消防機能の充実と救急需要に迅速かつ的確に対応する救急体制の充実・強化
<p>【総合戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・区会や学校等に対して防災意識の向上を促す取組、国土強靱化の推進
<p>【区域マス（北海道）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・溢水、湛水、津波、高潮、がけ崩れその他の災害発生の可能性のある地区については、市街化を抑制し、緑化の促進や保全に努め、災害の防止を図る ・土砂災害特別警戒区域に指定されている港町地区、富沢町地区、梅川町地区、入舟町地区、浜中町地区及び栄町地区については、災害防止の観点から、特に市街地を抑制する ・既存市街地において災害発生の可能性がある地域は、地域防災計画に基づき、災害の防止に努める ・災害時における指定緊急避難場所として、ふじ公園、円山公園及び余市運動公園を配置する
<p>【地域防災計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地震：避難路、指定緊急避難場所、防災活動拠点となる幹線道路、一時避難場所としての都市公園、河川、港湾、空港など骨格的な都市基盤施設、消防活動困難区域の解消に資する街路及び防災安全街区の整備、土地区画整理事業等による市街地の面的な整備、建築物や公共施設の耐震・不燃化、水面・緑地帯の計画的確保など防災に配慮した都市計画や土地利用の誘導により、地震に強いまちづくりを図る ・火災：建築物や公共施設の不燃化、空地・緑地等の連続的な配置による延焼遮断帯の形成、防火地域及び準防火地域の的確な指定等により、大規模な火事災害に強いまちづくりを推進する ・道路災害：道路災害を予防するため、必要な施設の整備を図るとともに、道路施設の安全を確保するため必要な体制の整備、安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施する ・停電：病院等の医療機関その他の防災上重要な施設は、非常用電源を整備するとともに、その燃料を満量にしておくなど、停電時に対応できる電源の確保に努める ・重要水防区域の指定：大雨、河川の逆流等により市街地で排水能力以上に増水し、低地帯で浸水のおそれが予想される区域、高波、高潮、津波等により災害が予想され、警戒を必要とする区域、余市川水系余市川流域における浸水想定区域、水防上特に警戒を必要とする区域 ・水防施設の整備：雨量観測、水位観測位置、水防資器材の備蓄、水門等の設置場所、水防用土砂採取場
<p>【強靱化計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特定空家等の除去（解体）件数 50件（2022までに）及び是正件数 25件(同上) ・相談を受けた空家等が活用された件数 25件(同上) ・土砂災害警戒区域等の指定 39%（2020）→100%（2025） ・防災学習会等の実施 → 4回/年 ・街路整備事業に伴う雨水管整備 100%（2021） ・適切な除排雪の推進 → 現状の維持 ・各避難所等に対する暖房用資機材の備蓄 89%（2019）→100%（2021） ・本町に適した町民に対する情報伝達体制の整備→2025 目途 ・防災関係の協定件数 20件（2019）→必要の都度締結 ・非常用物資等の備蓄状況 60%（2019）→80%（2023） ・消防団員数 142人（2019）→現状の維持 ・防火管理者対象物件に対する防火管理者の未選任数12%（2019） → 0%（2025） ・地域包括ケアシステムの構築実現 → 2025 を目途 ・業務継続計画の策定 30%（2019）→100%（2025）

<ul style="list-style-type: none"> ・農家戸数 407 (2010) →現状の維持 ・漁業就業者数 185 (2010) →現状の維持 ・果樹作物生産量 7,854t (2016) →8,700t (2024) ・下水処理場の耐震適合性診断の実施 (2025までに) ・污水管耐震適合性診断の実施 (2025までに) ・都市計画道路整備 66% (2014) → 整備進捗の促進 ・商店数 284 (2010) → 現状を維持 ・事業所数 32 (2011) → 現状を維持 ・幹線街路網密度 1.55km/k㎡ (2005) (基準年) →1.83km/k㎡ (2020) ・民有林における人工林の面積 1,236ha (38%) (2019) → 現状を維持 ・自主防災組織 組織率 100% (2019) (現状を維持→活動の活発化を促進)

【6. 景観形成】

内 容
<p>【区域マス（北海道）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都市の骨格となる緑地として、余市運動公園、円山公園、ふじ公園、睦公園、余市川緑地を配置する ・日常生活圏としてのまとまりや、地理的条件、市街地の進展動向及び誘致距離を勘案し、多様な住民の身近なレクリエーション活動の場として、街区公園、睦公園、ふじ公園及び円山公園を適正に配置するとともに、週末圏的なレクリエーション活動の場として、余市運動公園及び余市川緑地を配置する

【7. 観光振興】

内 容
<p>【総合計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日帰り・通過型観光からの脱却、滞留時間の延長、滞在型観光への転換に向けた取組の展開 ・観光入込客が減少する冬期間の観光活性化に取り組み、年間を通じて魅力ある観光地づくり ・後志自動車道余市ICは、後志のゲートウェイとして圏域の市町村等との広域的連携強化を図りながら交流人口の増加と観光消費拡大に向けて取り組む ・魅力的な道の駅の再編整備
<p>【総合戦略】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ワインツーリズムを核とした観光コンテンツの強化 ・ワインによるインバウンド来訪者の獲得 ・道の駅について、移転を含めた可能性を検討
<p>【観光振興計画】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成34年度の観光入込客数の目標は160万人に設定し、達成に向けて余市町の魅力を発掘・発信 ・ワインツーリズムの推進 ・観光ルートづくり、公共交通機関を利用して訪れる観光客に対する二次交通の整備 ・新たな体験型観光資源の発掘、農道離着陸場など既存資源を活用した体験型観光メニューを推進 ・余市町の農水産品、加工品等の特産品を総合的に提供できる環境づくり ・生産者（農業者・漁業者など）と観光事業者が連携して参画できるよう環境の整備 ・地場産品を活かした魅力ある土産品づくり ・6次産業化の推進と観光面との連携 ・北海道初の「ワイン特区」認定の活用 ・北海道観光振興機構、後志観光連盟、北後志観光連絡協議会、小樽・北後志広域インバウンド推進協議会との連携を図り、有効な企画については積極的に参画し、本町の魅力を最大限発信 ・宿泊客の増加や滞留時間の延長に結び付くメニューづくりや地域の特色や魅力を発信する取り組み推進 ・観光協会を中心とした観光振興を行政がバックアップする推進体制を強化 ・観光客との触れ合いを町全体で「おもてなしの心」で取り組む、受け入れ環境の充実 ・行政から民間主導の実施体制構築、SNSなどを活用した観光情報発信 ・北海道の文化遺産「北海道民謡ソーラン節」の継承普及 ・農水産物や加工品など、本町の地場産品等のPRをより一層拡充 ・ワインの試飲やワイン醸造用ぶどう畑（ヴィンヤード）景観を活かしたイベントづくり ・従来の宣伝啓発に加え、食・観光イベント情報誌への積極的掲載 ・携帯端末サイトへの情報登載や、インターネット、フェイスブックなどの活用 ・一体的、効果的な情報発信、地元特産品を提供するなど地域PR

2-6. 余市町住民意向調査「まちづくりアンケート」の概要

(詳細は巻末資料を参照)

余市町都市計画マスタープランの見直しと立地適正化計画の策定にあたり、アンケート調査を行い、現在の暮らし向きや今後の施策の重要性など、広く町民の意見を把握しました。

■調査の概要

- 調査時期：令和4年8月5日～8月22日
- 調査対象：18歳以上の居住者4,000人を無作為抽出
- 回収数：1,381人(回収率34.5%)

■結果の概要(主に本計画に関連が深い項目を抜粋)

- 永住に対する意向では、「住み続けたい」が76.9%で最も多く、住み替えについては「町外」が13.9%と、「町内での住み替え」の4.6%を上回りました。
町内では「黒川町」が16件、「大川町」が3件、「黒川町・大川町」が4件と、両地域に人気集中しました。「栄町」「美園町付近」「沢町」「登、豊丘」も少数挙げられました。
町外では「札幌市」が非常に多く、次いで「小樽市」ですが、小樽以外の後志管内や道内外の都市は比較的少数でした。
- 災害危険区域について、「津波浸水想定区域」28.7%、「該当しない」18.7%、「洪水浸水想定/氾濫危険区域」17.0%、「土砂災害警戒区域」5.0%と、自宅が該当するかを認識している回答を合わせると大多数ですが、「自宅は該当しているかわからない」も35.8%と多くの回答がありました。
- 土地の使い方の満足度は、どの項目も「どちらともいえない」が3～5割程度で最も多く、満足では「快適な住宅地形成・保全」、不満では「空き家・空き地の対策」「まちなかのにぎわい」「レク施設の充実」「公的施設や民間施設等の誘致」が比較的多くなりました。
重要度では、「空き家・空き地の対策」で「重要」が27.2%、「やや重要」が30.4%となりましたが、他の項目と大きな差はありませんでした。
- 道路や交通の満足度は、「除雪やロードヒーティングなどの雪対策」で「不満」が27.7%、「やや不満」が29.2%、「余市IC開通による幹線道路の渋滞対策」で「不満」が26.4%、「やや不満」が24.6%など、どの項目も満足よりも不満に対する回答が多くなりました。重要度では、「除雪やロードヒーティングなどの雪対策」で「重要」が49.9%と、他の項目と比較して20%程度多い割合を示しました。「身近な生活道路の整備」も「重要」「やや重要」を合わせると比較的多い割合を示しました。
- 公園や緑地の満足度は、どの項目も「どちらともいえない」が4割程度で最も多く、項目ごとの大きな違いは見られませんでした。
重要度では、「やや重要」が「身近な公園・憩いの場の整備」で32.6%、「花壇・花木が充実した公園の整備」で30.1%、「たくさん遊具があり、子どもが遊べる公園の整備」で30.0%と多くなりましたが、項目ごとの比較では大きな差はありませんでした。
- 防災や防犯の満足度は、「街灯・防犯灯の充実」が他の項目に比べて「どちらともいえない」が少なく、満足・不満いずれの回答も多くなりました。他の項目(避難路・避難所・防災公園の整備、河川氾濫・津波浸水・土砂災害対策、防災訓練の実施、防災情報の発信)は「どちらともいえない」が5割程度で最多となりました。
重要度では、「防災公園の整備」と「防災訓練の実施」は、他の項目よりも重要・やや重要の割合が低くなりました。
- 暮らしやすいまちになるために最も重要なことは、「医療・福祉の充実」が47.6%で最も多く、続いて「市街地や商店街の活性化」が36.6%、「公共交通機関の充実」が32.5%となりました。
- 自由記述では、450件の回答が得られ、内容では「余市IC開通に伴う周辺道路交通量増加への対応」、「老朽化に伴う道路や公共施設の整備」、「JR廃線をはじめとする地域公共交通のあり方」、「除雪の充実」、「高齢者や子育て世代への支援」、「道の駅や火葬場への要望」が多くなりました。